

第4期岸和田市障害福祉計画

平成27年3月

岸和田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 主要な障害者関連法律の制定・改正の動き	2
3 計画の対象	5
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	6

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 障害のある人の状況	7
(1) 身体障害のある人の状況	7
(2) 知的障害のある人の状況	10
(3) 精神障害のある人の状況	12
2 障害のある人の生活の様子と課題	14
(1) アンケート調査の結果概要	14
(2) ヒアリング調査の結果概要	20

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な視点	23
2 平成29年度の成果目標の設定	24

第4章 事業計画

1 障害福祉サービスの利用見込量と確保策	31
(1) 訪問系サービス	31
(2) 日中活動系サービス	35
(3) 居住系サービス	44
(4) 児童に関する支援サービス	47
(5) 相談支援	51
2 地域生活支援事業の利用見込量と確保策	54

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	63
2 計画の進行管理	64

資料編

1 計画の策定経過	65
2 岸和田市障害者施策推進協議会	66
3 用語の説明	69

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年度に「第1次岸和田市障害者計画」の見直しに取り組むとともに、「障害者自立支援法」の施行に伴い、「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられたことから、両計画を一体的に策定することとし、平成19年3月に「第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画」を策定しました。

この計画に基づいて、障害のある人が年齢や障害の種別等にかかわらず、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、サービス基盤の整備を進めてきましたが、「障害福祉計画」は計画期間が3年となっているため、平成20年度に見直しを行い、「第2期岸和田市障害福祉計画」を策定しました。

この間、障害者施策については制度改革に向けて大きな動きがあり、平成23年の「障害者基本法」の改正において、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、平成18年に国連において採択された障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

こうした動きの中で、「第2次岸和田市障害者計画」及び「第2期岸和田市障害福祉計画」のいずれも計画期間が平成23年度で終了することから、それぞれの計画の取り組み状況や国の制度改革の方向等を踏まえつつ、今後の岸和田市の障害者施策の方向を定めるとともに、計画的に進めるため、平成24年3月には「第3次岸和田市障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。

以降も制度改革や新たな法律の制定が続き、平成24年に、障害福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*」という。）が成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害*及び精神障害*の特性に応じた障害区分の適切な配慮などの改正が行われました。

このたび、「第3期障害福祉計画」が平成26年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国の制度改革の方向を踏まえつつ、計画の見直しを行う必要があります。

「第4期岸和田市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、平成27～29年度までの3年間を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス*等の見込み量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2

主要な障害者関連法律の制定・改正の動き

(1) 「障害者総合支援法*」の施行

「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行されました。これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害児への支援も強化されています。障害者基本法の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

①題 名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

②基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

③障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病*等を加える。（障害児の範囲も同様に対応。）

④障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

⑤障害者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

⑥サービス基盤の計画的整備

- 障害福祉サービス*等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ*把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

(2) 地域生活支援事業の追加

平成25年5月には、地域生活支援事業実施要綱が改定され、以下の事業が追加されました。

①理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。

②自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する。

③成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る。

④手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

(3) 障害福祉計画策定にかかる基本指針の見直し

平成26年5月には、国において障害福祉計画策定にかかる基本指針が改定されました。第4期計画においては、次の改定を踏まえて策定することとなります。

①PDCAサイクルの導入

○少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。

○中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

②成果指標の見直し

○福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

○精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

○地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

○福祉施設から一般就労*への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

③その他の事項

○障害児支援体制の整備（新規）

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

○計画相談の充実、研修の充実等

(4) 「障害者虐待防止法」が成立

障害のある人の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成 23 年 6 月 24 日に制定され、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務が課されています。

(5) 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に制定され、障害のある人の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。施行は一部の附則を除き、平成 28 年 4 月 1 日となっています。

■障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

資料：内閣府のリーフレットより抜粋

3 計画の対象

平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害*、知的障害*、精神障害*（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法*」では、難病*等も計画の対象となりました。

ただし、各障害福祉サービス*の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

4 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

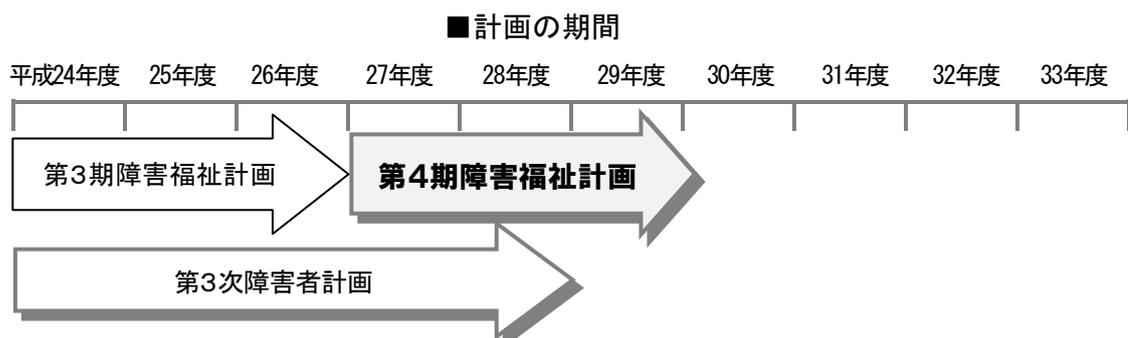
障害福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

(2) 他の計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「第4次岸和田市総合計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「第3次岸和田市地域福祉計画」「第3次岸和田市障害者計画」「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り策定します。また、まちづくりを進めるにあたって基本となる「岸和田市自治基本条例」の趣旨に即して、同計画を推進します。

5 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。なお、いずれも、関係法令の施行や制度改正などの社会経済情勢やニーズ*の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



6

計画の策定体制

本計画の策定にあたって、市民の参画を得るとともに、市民ニーズを踏まえるため、次のような機会を設定しました。

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会

学識経験者、障害者（児）団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者などによる「岸和田市障害者施策推進協議会」において審議を行いました。

(2) 福祉に関するアンケート調査

障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

■福祉に関するアンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または市の難病者（児）等見舞金対象者の方を対象に無作為に抽出
調査方法	配布・回収共に郵送による
調査期間	平成26年8月7日～31日
配布・回収状況	配布数:2,464件 有効回収数:1,276件 有効回収率:51.8%

(3) 障害者団体に対するヒアリング

福祉サービスの利用やニーズ、日常生活上の困りごとなどを把握するため、本市の障害者団体8団体に対するヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメント*の実施

計画素案について広く市民から意見を募集するため、平成27年2月2日（月）より3月4日（水）まで、パブリックコメントを実施しました。計画素案については市ホームページに掲載するとともに、縦覧できるように障害者支援課窓口、広報公聴課情報公開コーナー（市役所新館）、各市民センター、山滝支所、福祉総合センターに配架しました。

第2章 障害のある人を 取り巻く現状と課題

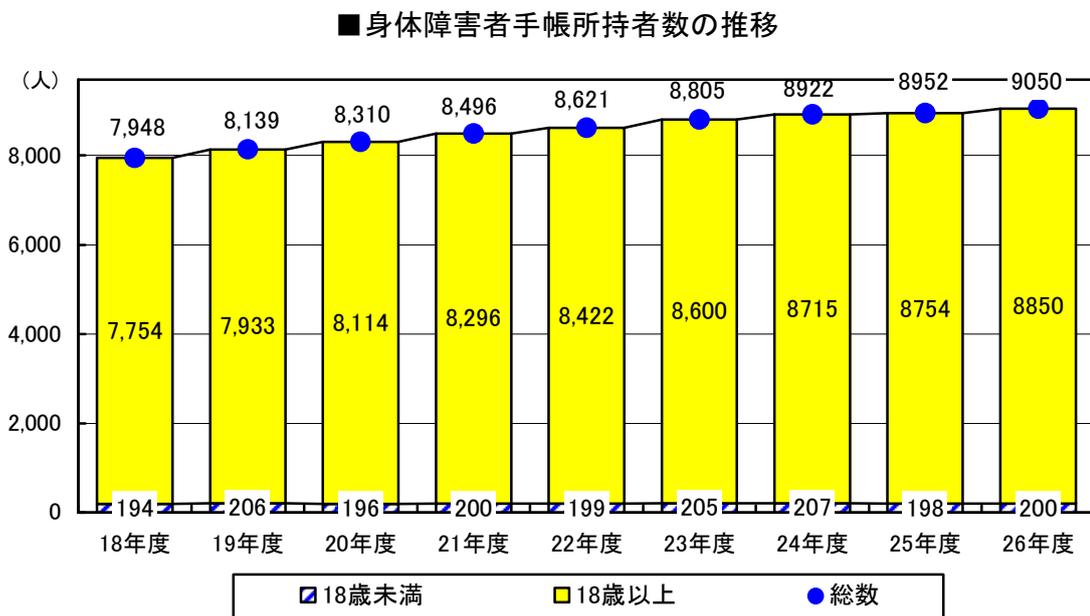
1

障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在では9,050人となっています。18歳未満の児童は大きな変化なく推移していますが、18歳以上は年々増加し、平成26年度では8,850人となっています。



資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

② 障害の程度別身体障害者手帳所持者数

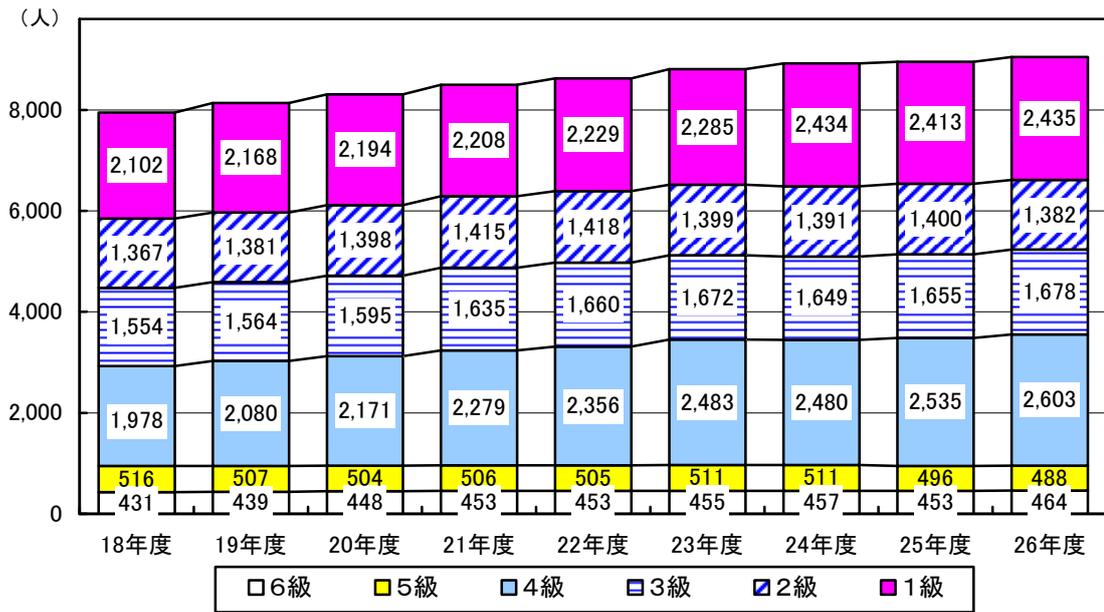
1級及び2級の重度の人が、平成26年4月1日現在では3,817人で、年々増加しています。また、身体障害者手帳所持者総数に占める率は42.2%で、この重度率は平成24年度以降、わずかながら減少傾向を示しています。

■ 重度率の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重度率(%)	43.6	43.6	43.2	42.6	42.3	41.8	42.9	42.6	42.2

資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

■ 障害の程度別身体障害者手帳所持者数の推移

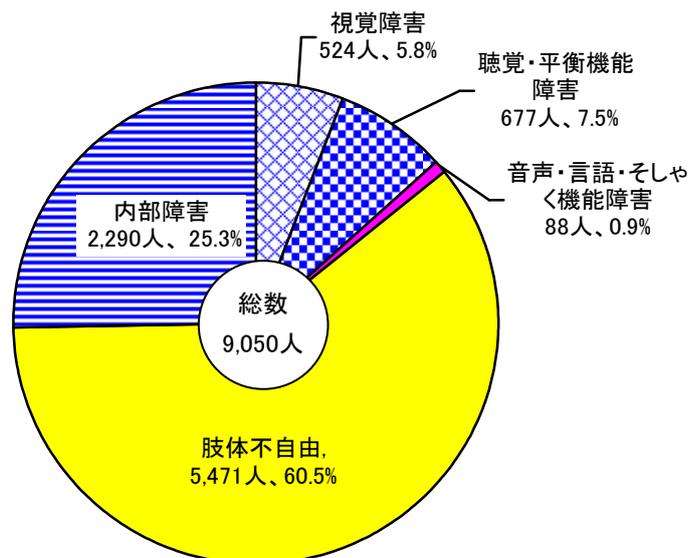


資料: 障害者支援課調べ(各年度4月1日現在)

③ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の構成

平成26年4月1日現在の障害の種類別身体障害者手帳所持者数の構成をみると、「肢体不自由」が60.5%で最も多く、次いで「内部障害*」が25.3%、「聴覚・平衡機能障害」が7.5%、「視覚障害」が5.8%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が0.9%となっています。

■ 障害の種類別身体障害者手帳所持者の構成



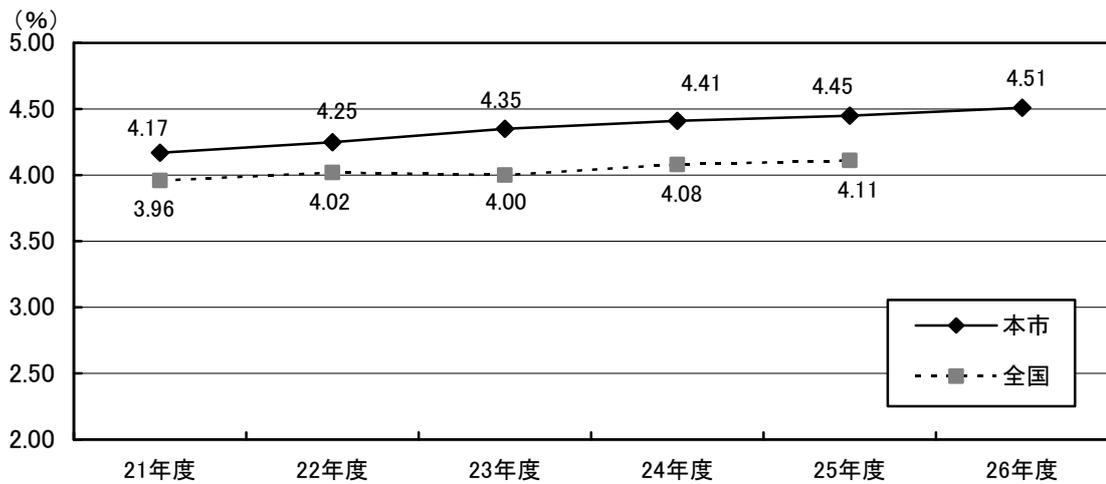
資料: 障害者支援課調べ(平成26年4月1日現在)

④ 身体障害者手帳所持者の対人口割合

平成21年度以降の身体障害者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、「対人口割合」という。）の推移をみると、年々増加しており、平成21年度の4.17%が26年度には4.51%となっています。

全国と比べると、本市の割合は高く、その差が少しずつ拡大しています。

■ 身体障害者手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障害者支援課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注)本市の人口は住民基本台帳による(各年度4月1日現在)

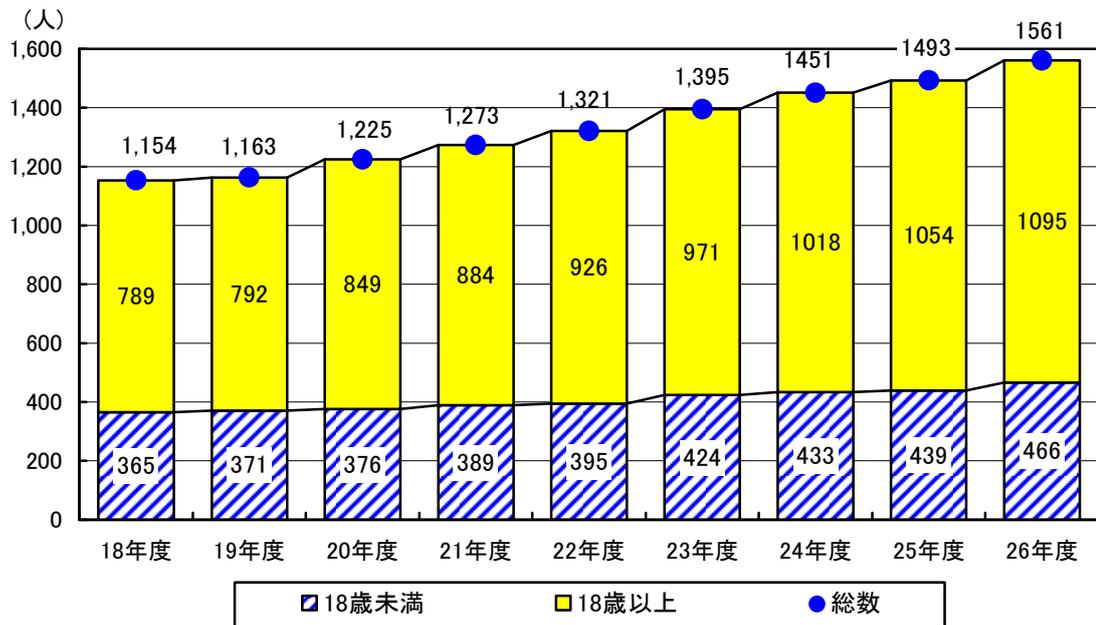
全国の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

(2) 知的障害のある人の状況

① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在では1,561人となり、年間50人程度の増加となっています。18歳未満の児童も増加を続け、平成26年度では466人となっています。18歳以上も年々増加し、平成26年度では1,095人となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料:障害者支援課調べ(各年度4月1日現在)

② 障害の程度別療育手帳所持者数

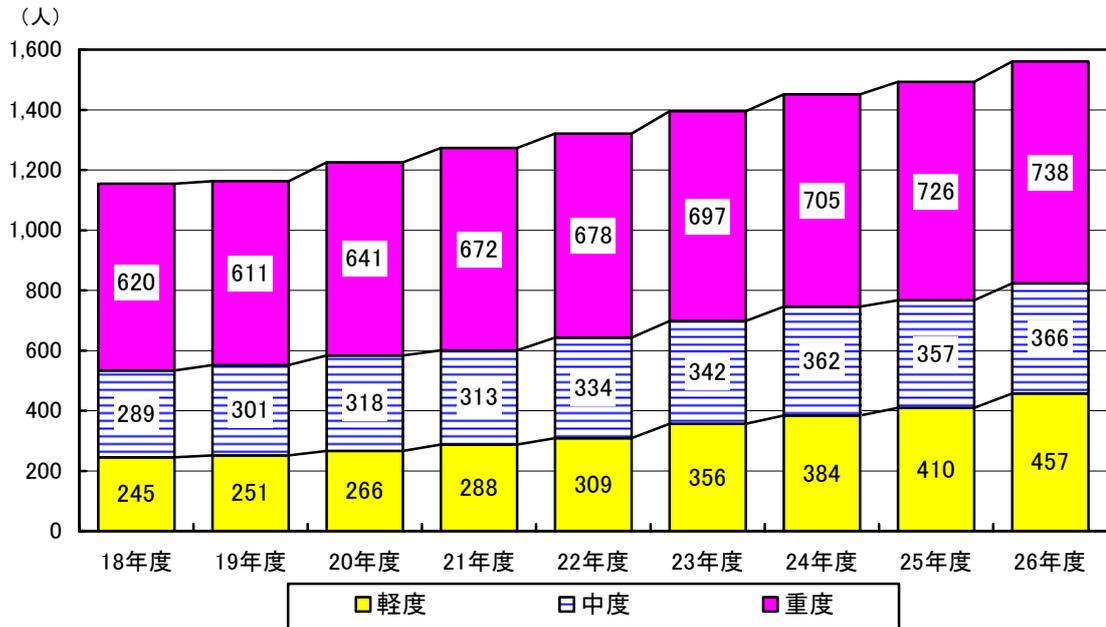
重度の人が、平成26年4月1日現在では738人で、増加傾向を示しています。また、療育手帳所持者総数に占める率は47.3%で、この重度率は平成18年度以降、わずかながら減少傾向を示しています。

■重度率の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
項目									
重度率(%)	53.7	52.5	52.3	52.8	51.3	50.0	48.6	48.6	47.3

資料:障害者支援課調べ(各年度4月1日現在)

■障害の程度別療育手帳所持者数の推移



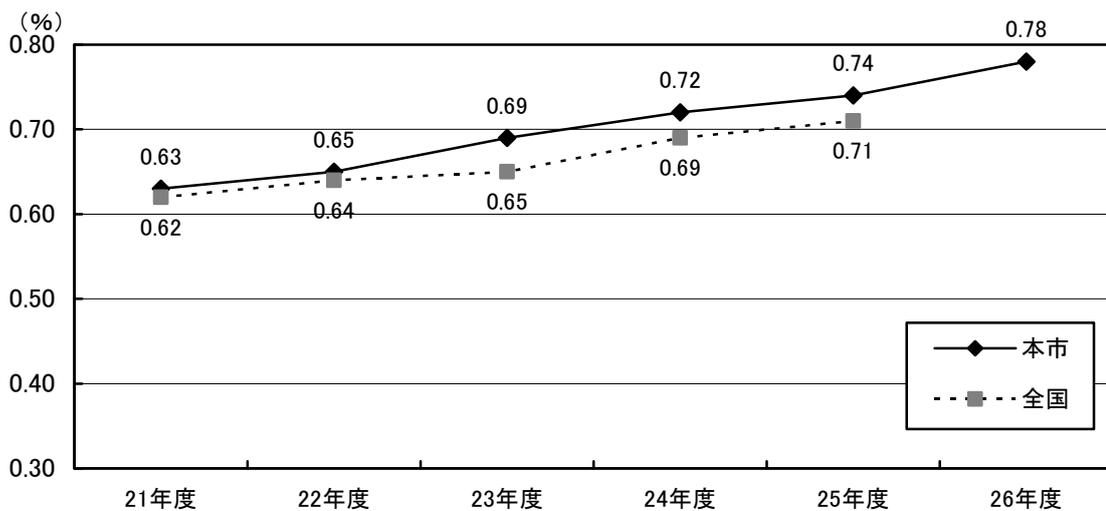
資料:障害者支援課調べ(各年度4月1日現在)

③ 療育手帳所持者の対人口割合

平成21年度以降の療育手帳所持者の対人口割合の推移をみると、年々増加し、平成21年度の0.63%が26年度には0.78%となっています。

全国と比べると、ほぼ同程度で推移しています。

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障害者支援課調べ
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
 注)本市の人口は住民基本台帳による(各年度4月1日現在)
 全国の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

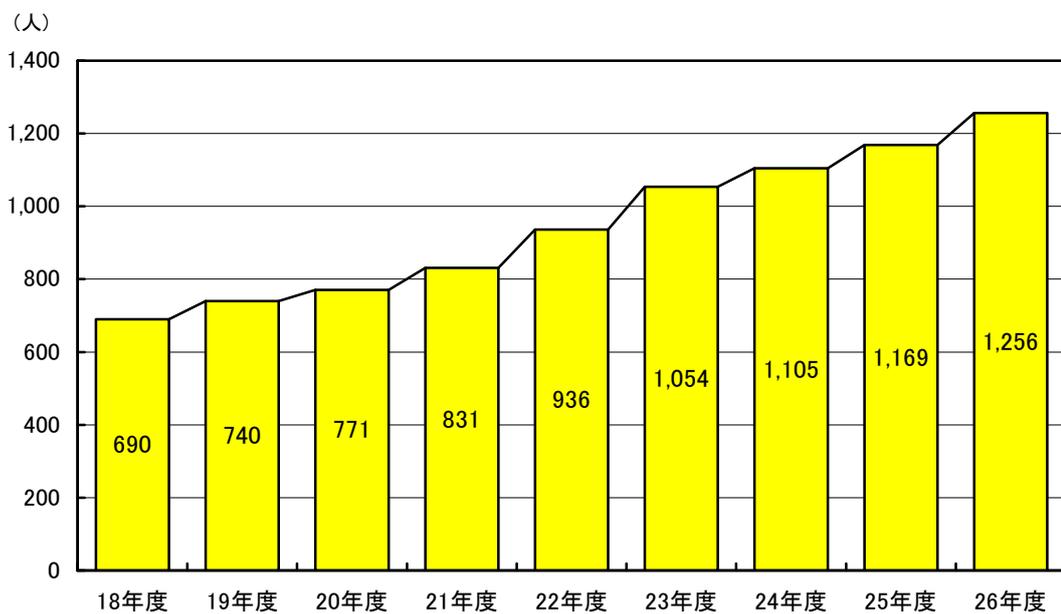
(3) 精神障害のある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成26年4月1日現在では1,256人となり、年間70人程度の増加となっています。

また、自立支援医療費（旧通院医療費公費負担制度）の受給者数から精神障害のある人の状況をみると、平成26年3月末現在では2,535人で、精神障害者保健福祉手帳所持者の約2倍になっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

② 障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

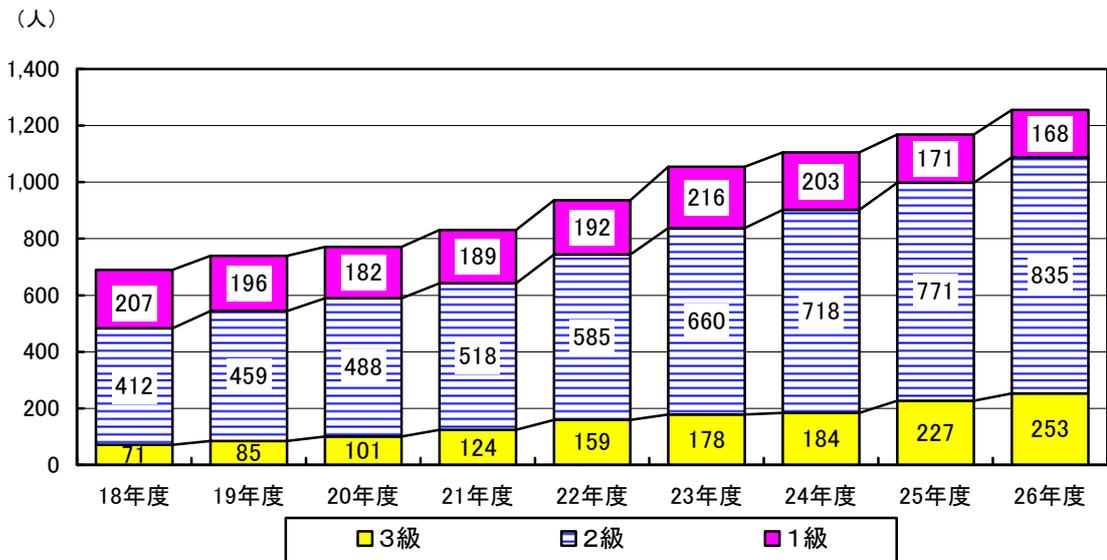
重度の人が、平成26年4月1日現在では168人で、精神障害者保健福祉手帳保持者の13.4%となっています。重度者数は平成23年度に比べて48人減少しており、精神障害者保健福祉手帳所持者総数は増加しているため、重度率としては年々大幅に低下しています。

■重度率の推移

年度 項目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
重度率(%)	30.0	26.5	23.6	22.7	20.5	20.5	18.4	14.6	13.4

資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

■障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

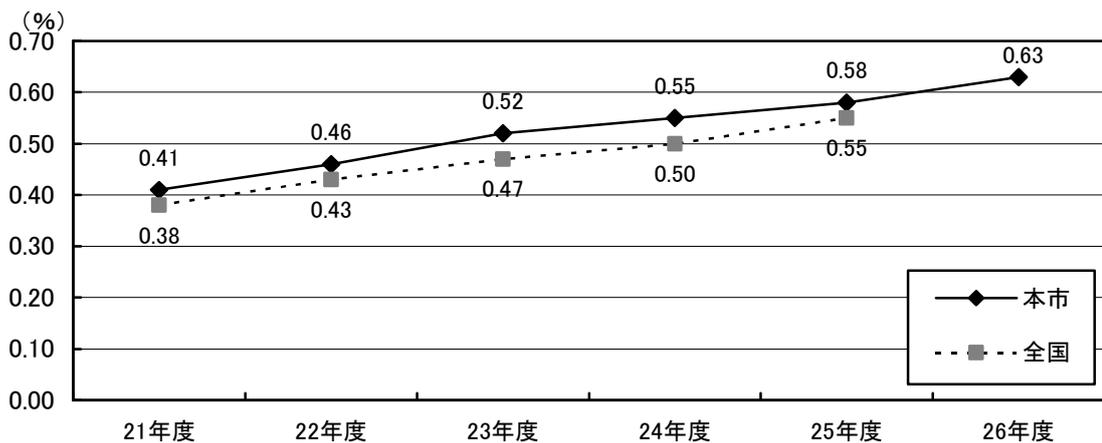


資料: 障害者支援課調べ(各年度4月1日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合

平成21年度以降の精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移をみると、年々増加し、平成21年度の0.41%が26年度には0.63%となっています。全国と比べると、やや高い水準で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料: 本市は障害者支援課調べ
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
 注) 本市の人口は住民基本台帳による(各年度4月1日現在)
 全国の人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

2

障害のある人の生活の様子と課題

(1) アンケート調査の結果概要

「福祉に関するアンケート調査」の結果概要については、次のとおりです。

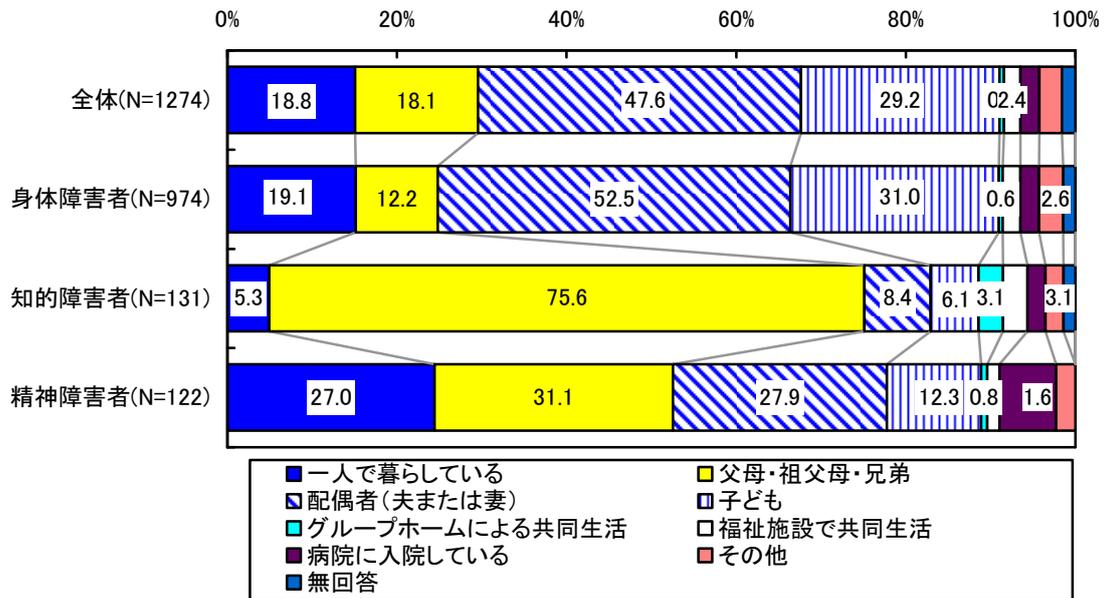
■福祉に関するアンケート調査の概要

目 的	「第4期障害福祉計画」の策定にあたり、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に活用するため実施
対 象	身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持している方、または市の難病者(児)等見舞金対象者の方から無作為に抽出
調 査 数	2,464人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成26年8月7日(木)～8月31日(日)
回 収 率	51.8%(1,276件)

① 同居家族

身体障害者は「配偶者(夫または妻)」、知的障害者と精神障害者は「父母・祖父母・兄弟」が最も高い割合となっています。一方で、「一人で暮らしている」割合は精神障害者が27.0%と高くなっています。

■同居家族



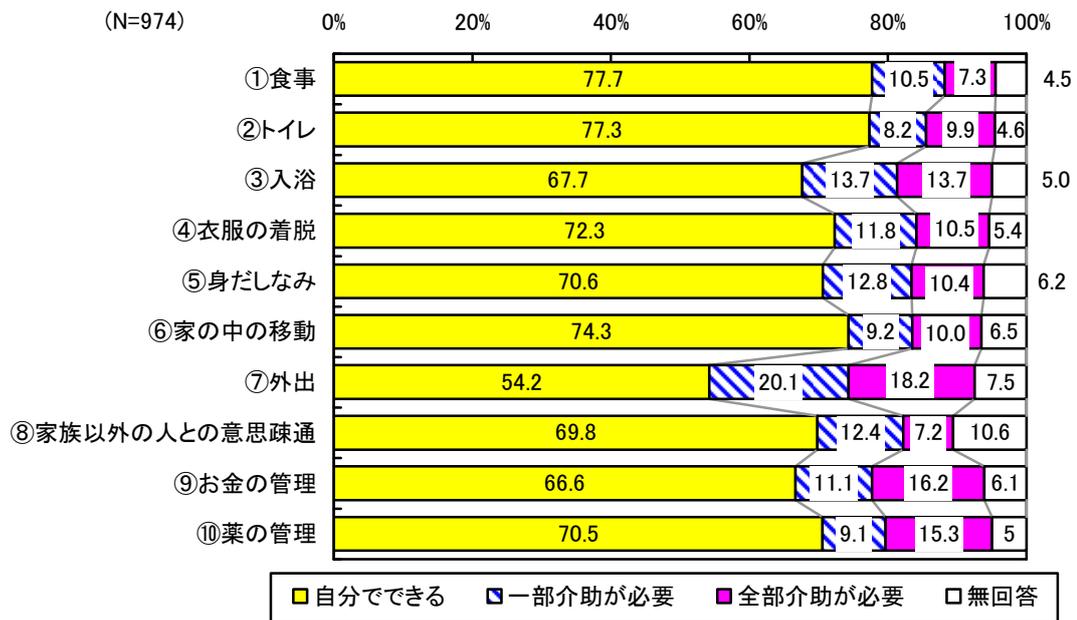
② 日常生活動作

身体障害者では、「外出」について「一部介助が必要」が20.1%、「全部介助が必要」が18.2%と最も高くなっています。

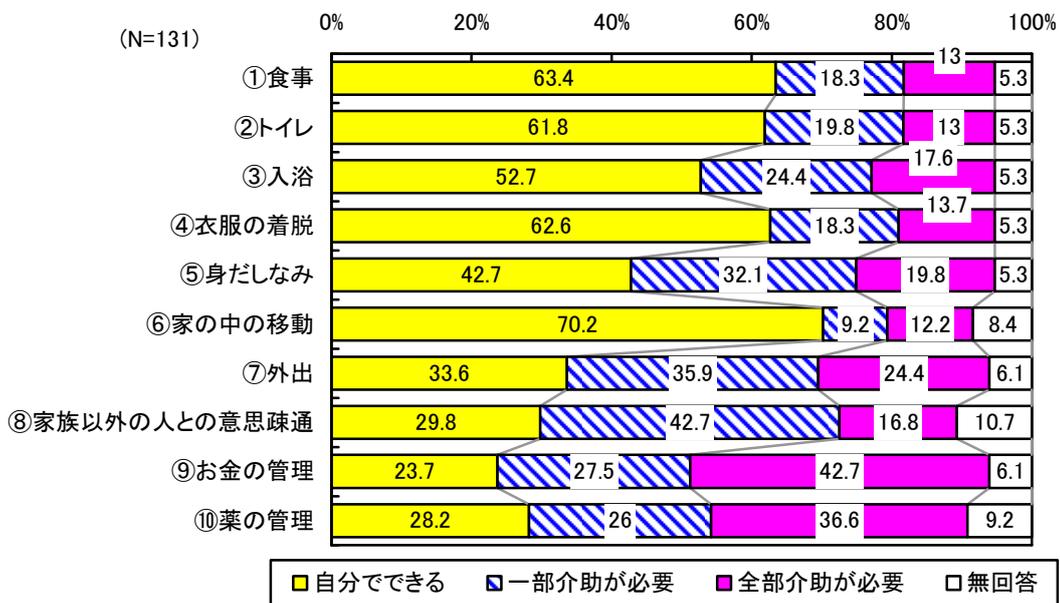
知的障害者では、「一部介助が必要」では「家族以外の人との意思疎通」が42.7%、「全部介助が必要」では「お金の管理」が42.7%と最も高くなっています。

精神障害者では、「一部介助が必要」では「外出」が23.8%、「全部介助が必要」では「お金の管理」が21.3%と最も高くなっています。

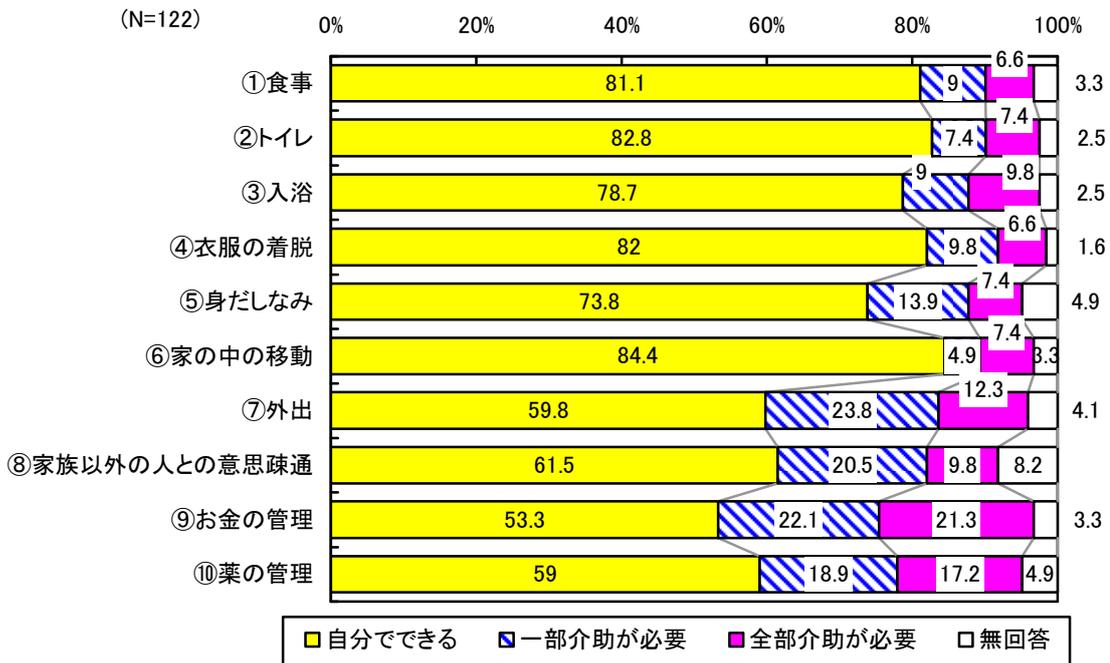
■日常生活動作＜身体障害者＞



■日常生活動作＜知的障害者＞



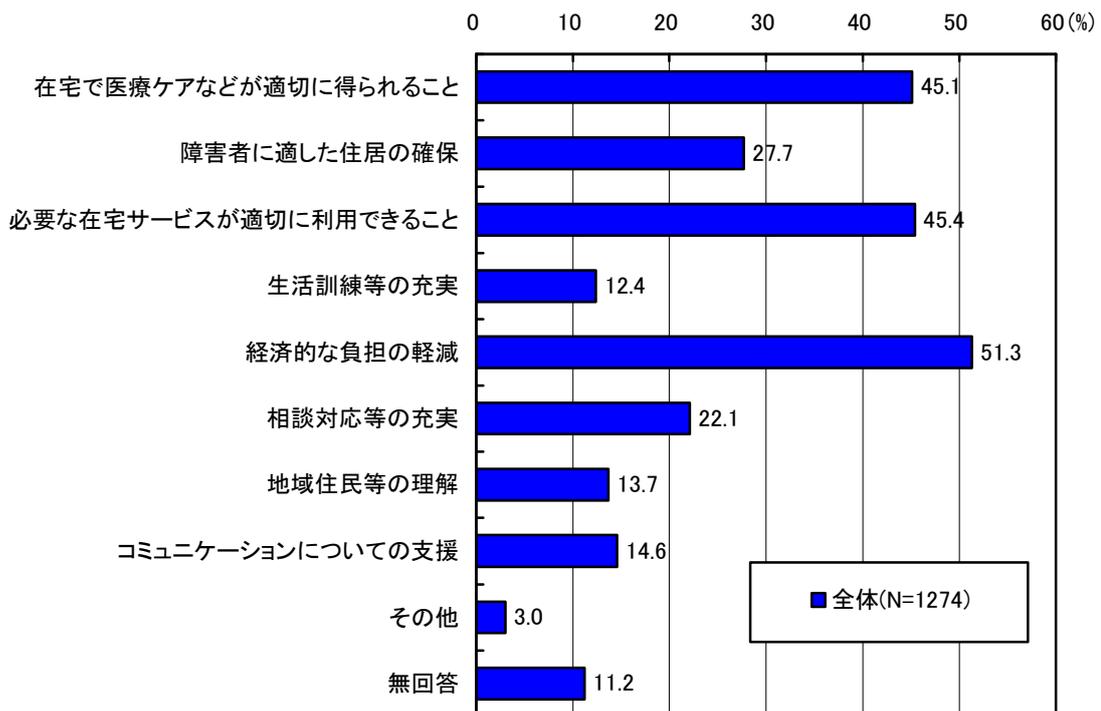
■日常生活動作<精神障害者>



③ 地域で生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」が51.3%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が45.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が45.1%となっています。

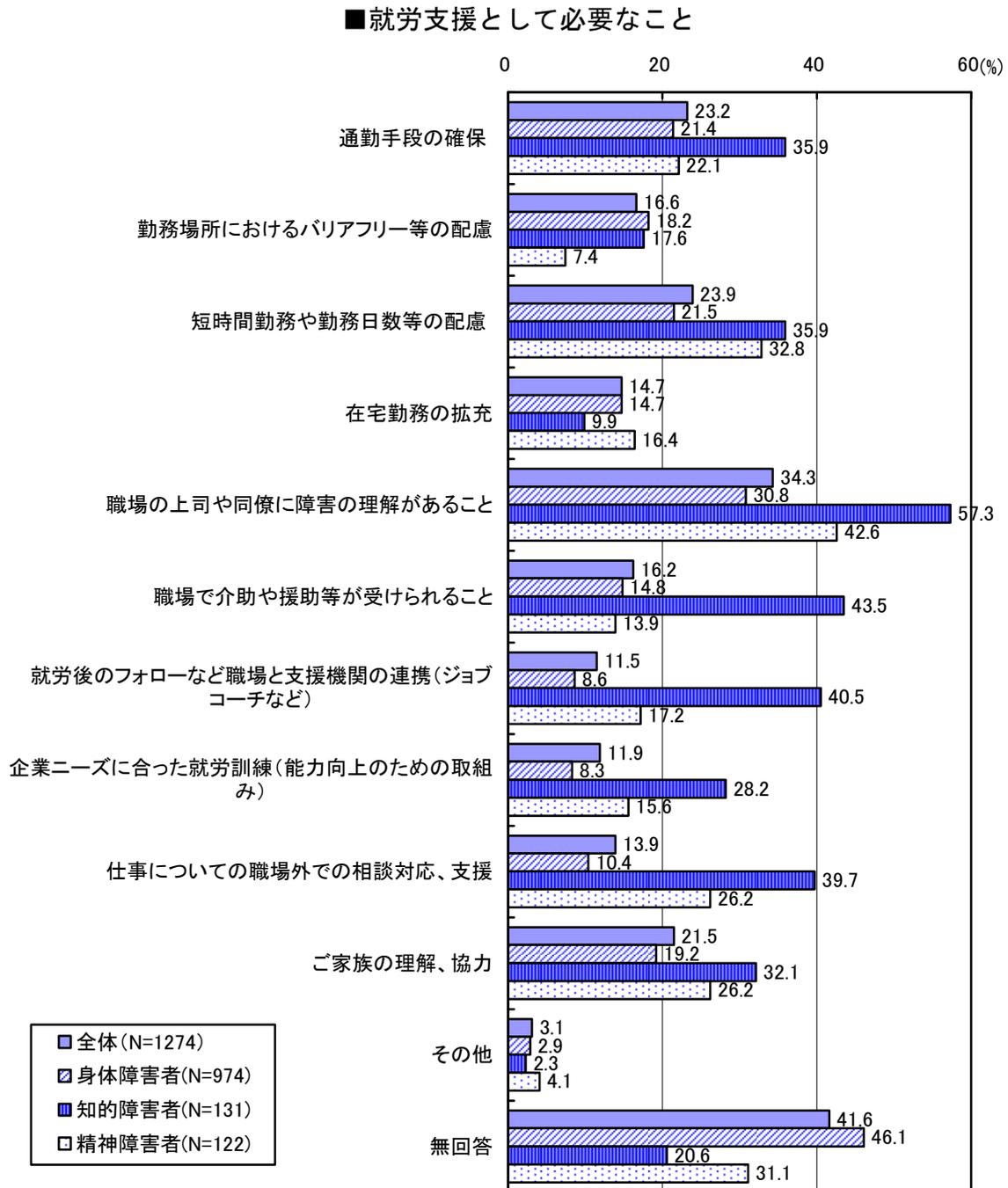
■地域で生活するために必要な支援



④ 就労支援として必要なこと

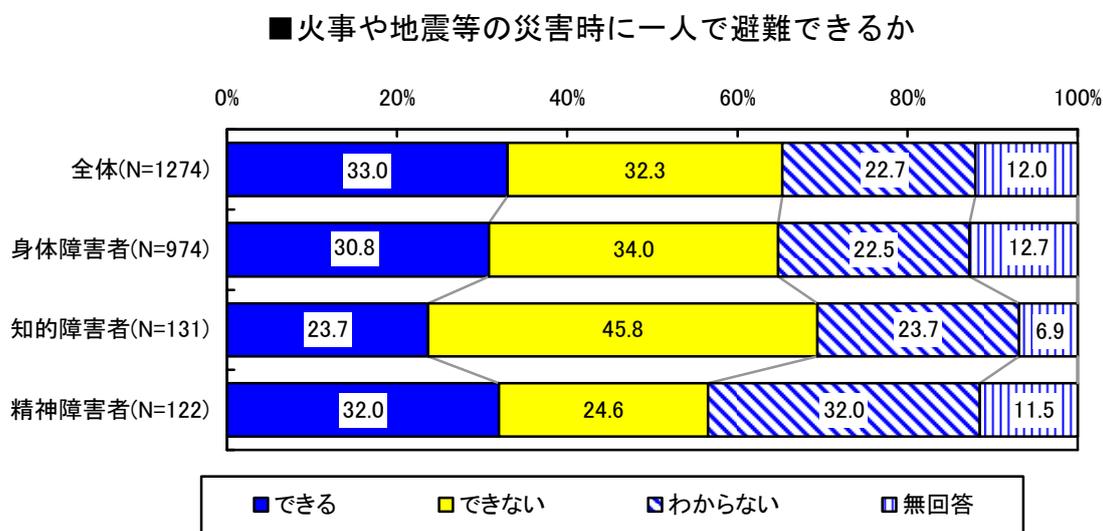
無回答を除くと「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が34.3%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が23.9%となっています。

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」は、障害別でみると知的障害者が57.3%と高い割合となっています。



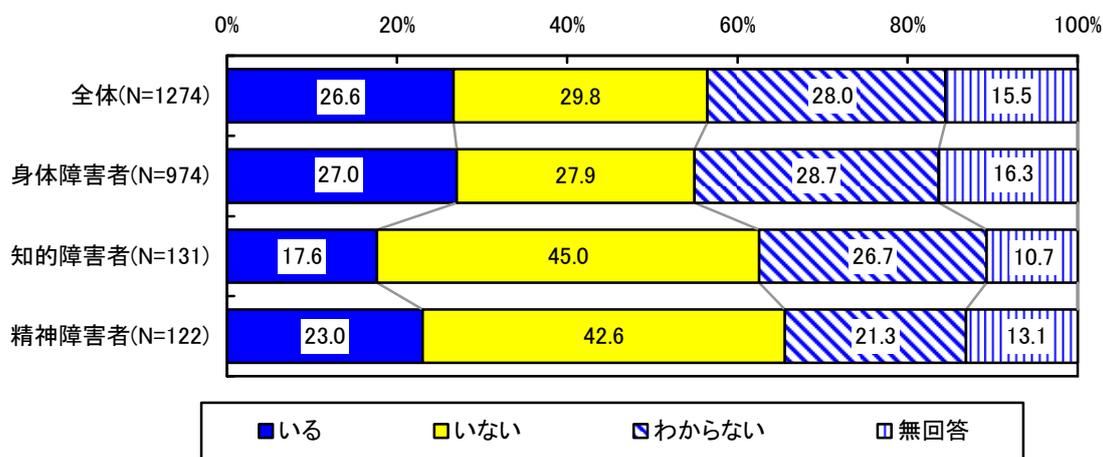
⑤ 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

「(一人で避難)できない」では、知的障害者が45.8%と最も高くなっています。



「(近所に助けてくれる人が)いない」では、知的障害者が45.0%と最も高くなっています。

■家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるか

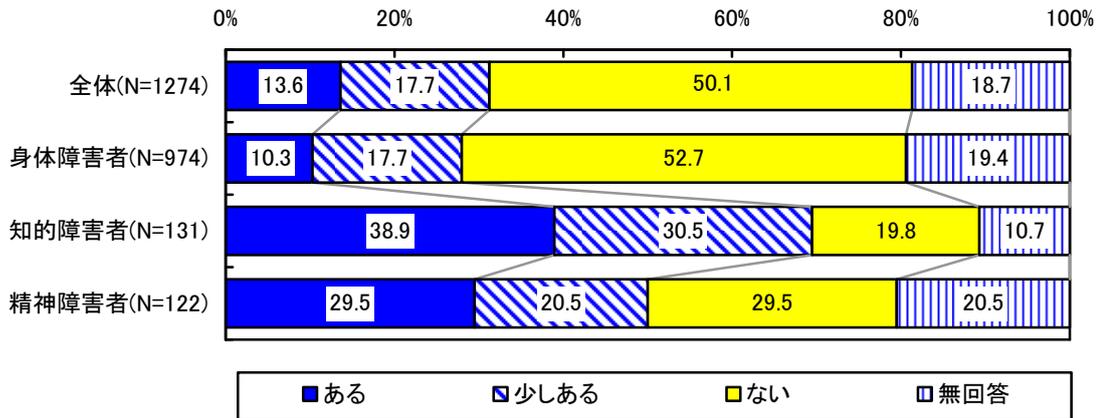


⑥ 差別や嫌な思いをした経験の有無と経験した場所

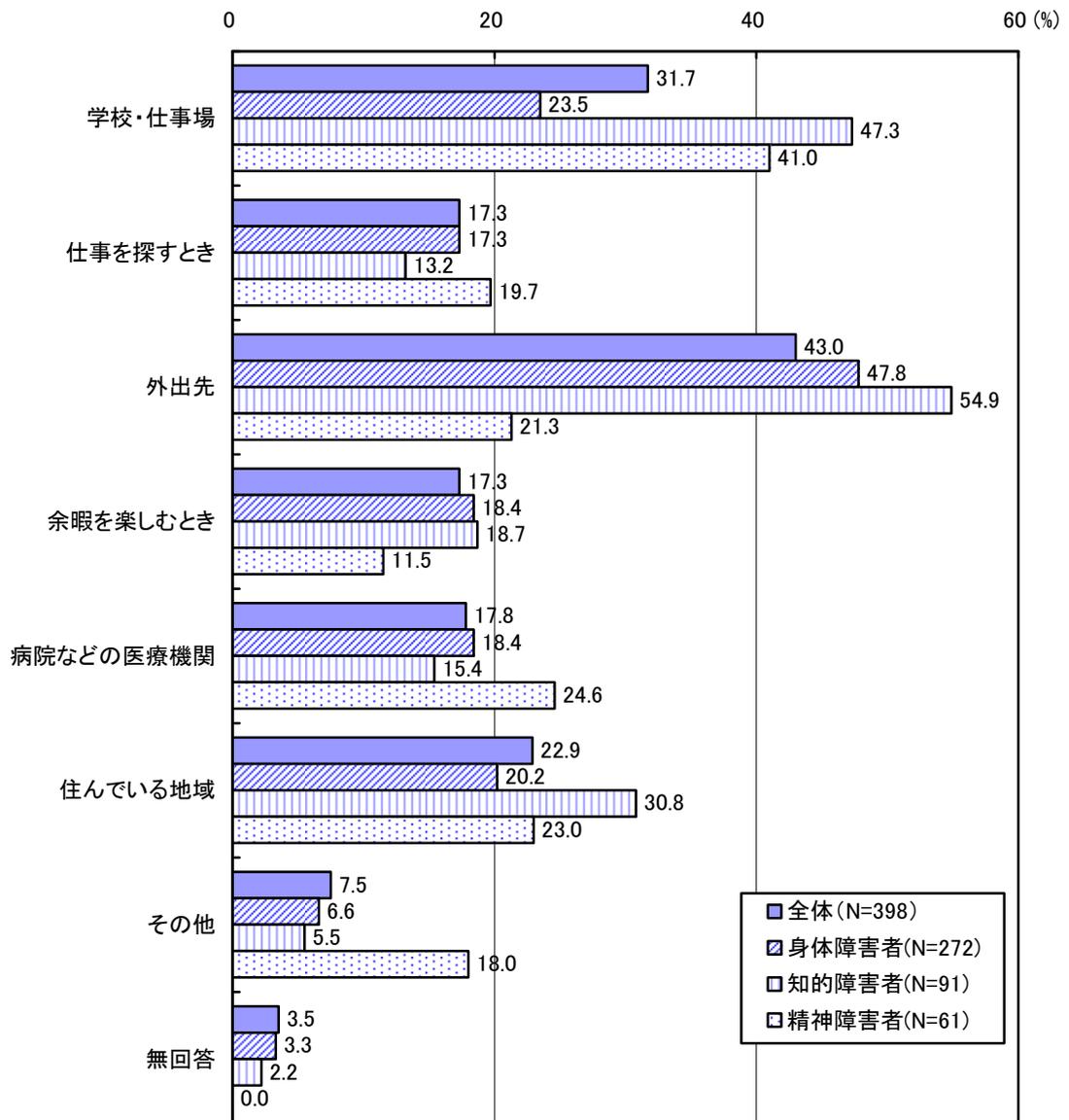
「(経験が)ある」では、知的障害者が38.9%で最も高く、「少しある」を合わせると69.4%となっており、7割近くの方が経験されています。

経験をした場所では、身体障害者と知的障害者は「外出先」が、精神障害者では「学校・仕事場」が最も高くなっています。

■ 障害による差別や嫌な思いをした経験



■ 差別や嫌な思いをした場所など



(2) ヒアリング調査の結果概要

障害者団体に対するヒアリング調査の結果概要については、次のとおりです。

◆相談支援について

- 事業所と話し合って計画を立てるが、事業所の規模が小さいと、希望する日時でサービスが受けられない場合がある。(事業所の都合に合わせて利用)
- 相談支援員が、スキル不足、情報不足があるので十分な計画が立てられない場合がある。

◆介護給付について

- (居宅介護)ヘルパーが不足している、質の向上も必要である。研修をして、ヘルパーのスキルアップをしてほしい。また、男性ヘルパーも含め、給料等の身分保障がないとヘルパーが増えない。
- (居宅介護)知的障害に対応できるヘルパーが少ない。(研修を受けていない)
- (同行援護)月によって利用時間がまちまち。余った時間を次月に繰り越したり、3か月や半年単位など時間の幅を持たせたりしたら利用しやすい。
- (同行援護)公共交通機関を利用すると時間が合わない、遠回りになるなど時間が非常にかかる場合があり、費用も余分にかかる。自動車であれば、費用や時間が少なくて済むので、ガイドヘルパーにマイカー利用を認めてほしい。
- (短期入所)利用できる施設が少ないうえに、なかなか利用できない。(施設が増えていない)
- (短期入所)医療ケアが必要な子供が利用できるショートステイがない。また、中学生を引き受けてくれる施設もない。
- (短期入所)今後の自立に向けて短期入所を利用したい(宿泊体験)が、対応できる施設が少ない。
- (短期入所)利用したいときに利用できない。特に緊急時に受けてくれる施設がなく、困った。
- (重度障害者等包括支援)サービス時間を調整して利用しているが限界がある。介護者の負担が大きいので、できれば利用したいが、事業所の負担(金銭的・人的)になると聞いて無理を言えない。

◆訓練等給付について

- (グループホーム)将来的にグループホームへの入居を考えているが、安心して生活できるか不安がある。
- (グループホーム)市内に重度身体障害者が入居できるところがほしい。
- (グループホーム)グループホームが少なく、待機者が多い。将来入居できるか不安である。

- （就労継続支援）市内に聴覚障害者専門の施設がなく、週2回大阪市内まで行っている。聴覚障害者同士が交流できる施設が市内にほしい。

◆地域生活支援事業について

- （日常生活用具）耐用年数は、その人の使用状況によって変わってくるので、決められた基準では、給付を受けられない場合がある。見直しが必要ではないか。
- （移動支援）サービス自体が使いにくく、時間数をたくさん頂いてもあまり使えない。使いやすいように改善してほしい。
- （移動支援）施設に入所しているが、親が高齢や病気のため、本人の通院や帰省ができなくなっている。施設の職員も大変であり、移動支援が使えるようになってほしい。
- （移動支援）平日通院する場合、作業所を休んで病院に行き、一旦家に帰ってから作業所に行くことになり、時間のロスができる。（直に作業所に行きたい）
- （手話通訳）緊急の時頼めない。緊急で病院に行ったときに、話が通じず時間がかかった。
- （手話通訳）申請しても時間がかかるイメージがあり、利用に結びつかない。
- （手話通訳）通訳者によってはレベルに差があるので、レベルアップをしてほしい。
- （手話通訳）市民病院に常駐の手話通訳者がいないため時間がかかってしまい、他の患者にも気を遣った。
- （日中一時支援）休日に、病気等で緊急の時に日中一時保護できるところがほしい。

◆その他

- どこに相談すればよいかわからない。事業所の情報がない。人伝で教えてもらった。
- サービス情報がない。市の窓口や市民センター等にチラシをおいてほしい。
- 作業所に勤めているが、ボランティアや大学の実習生は、ほとんど来ない。体験を通じて、ヘルパーなど福祉の仕事に従事してほしい。
- 訪問看護を受けたいが、市内に利用できる場所がない。
- 歯科診療を受けたいが、どこでやっているかわからない。身近なところでない。
- 公共交通機関や高速道路の割引がない。制度差別が存在する。
- （補装具）補装具の判定のため医師と面談をするために、大阪市内まで出向いて行かなければならない。同じ業者を使って同じ補装具を作る場合、医師による検査は必要ないのではないか。障害者にとってはかなりの負担となるので、少しでも簡略化してほしい。
- 親は、子供がいる限りずっと介護・支援を続けなければならない。病気等で休みたいときにいつでも安心して預けられる事業所がほしい。
- 心のケアができていない母親がたくさんいる。一人で抱え込んで、切羽詰っている。
- 親が亡くなった後、グループホームでの生活において年金だけでは足りない。親の支援が必要である。家賃補助がないと生活できない。

第3章 計画の基本的な考え方

1**計画の基本的な視点**

本計画の推進にあたっては、共生社会の実現を目指し、すべての障害者等が可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保されるとともに、どこで誰と生活するかについて選択ができ、地域社会において他の人々と社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除くことを基本理念とし、次の3つの基本的な視点を踏まえ施策・事業の推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス*、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者のみならず、発達障害者や高次脳機能障害*者、難病患者及び障害児が、身近な地域で障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となり、府の適切な支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活移行の推進と就労支援の強化

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス*の提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

2

平成29年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

【第3期計画の検証】

○施設入所者については、平成26年10月時点で142人と平成17年10月時点から15人削減しており、目標値に近い状況にあります。

○地域移行目標数については、移行者数47人となっており目標を達成しています。また、府指針には及ばないものの、国指針の3割以上は達成可能な状況です。

■第3期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
平成17年10月末時点の施設入所者数		157人	
目標	平成26年度末の入所者数	140人	
	目標削減数	17人 (10.8%)	○国指針：1割以上削減 ○府指針：22%以上削減
	平成26年度末地域移行目標数	36人 (22.9%)	○国指針：3割以上地域移行 ○府指針：4割以上地域移行
実績	平成26年10月時点入所者数	142人	
	平成26年10月時点地域移行者数	47人 (29.9%)	

【第4期計画の目標】

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行することを最低基準として設定。

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点における施設入所者から4%以上削減することを目標として設定。

<市目標>

○平成25年度末時点の入所者数146人から削減が進み、平成26年10月時点で142人となっています。入所者の待機が多く、入所者の削減は多く見込

めませんが、平成29年度末時点までの削減目標を6人に設定します。
 ○地域移行者数は、平成24、25年実績（2年で11人）を踏まえ、平成29年度末までの目標値を18人に設定します。

■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数（A）	146人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成29年度末までの 地域生活移行者数（B）	18人	施設入所からグループホームなどへ移行する者の数
	12.3%	移行割合（B/A）
【目標値】 削減見込（C）	6人	施設入所者の削減見込み数
	4.1%	削減割合（C/A）

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

○大阪府が政令指定都市を除く府内全域を対象に掲げる目標

【第3期計画の実績】

■第3期計画における目標と実績値

項目	数値	備考
平成26年度目標数	7人	退院可能な院内寛解、寛解の人
平成25年度実績	2人	平成24年度実績2人

【第4期計画の目標】

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

- ① 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とすることを目標として設定。
- ② 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目標として設定。
- ③ 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における長期在院者数を平成24年度の6月末時点から18%以上削減することを目標として設定。

大阪府における長期入院患者の目標値の算出について

過去の平均減少率から算出すると平成29年度時点での削減は9%となる。一方、平成26年4月1日に施行された改正精神保健福祉法において、新たな医療保護入院者については、退院支援委員会の開催等により「重度かつ慢性」以外の患者の入院期間が1年以上にならないような取り組みを行うよう、精神科病院の管理者に義務として課されている。これらの取り組みによる効果も加味して、国目標と同様の数値を設定。

■第4期計画における設定目標

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率の上昇	64%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
【目標値】 入院後1年時点の退院率の上昇	91%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数の減少	18%以上	平成24年6月時点の長期在院者数から18%以上削減する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

新しい国の指針では、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成25年10月11日：障害者の地域生活の推進に関する検討会）を踏まえて、新たに地域における障害者の生活支援のために求められる機能の拠点整備について、平成29年度末における成果目標の設定を次のとおり示されました。

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備すること。

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度までに各圏域に少なくとも1つを整備する。

大阪府においては、整備を進めるに当たって必要な支援を行う。

市町村においては、地域生活支援拠点等整備の単位を市町村と圏域のどちらにするのか、また、整備の方法として地域生活支援拠点とするのか面的な体制とするのか等について、協議会等の場を活用して検討すること。

<市の目標>

■第4期計画における設定目標

項 目	数 値	考 え 方
障害者の地域生活支援拠点の整備	市内 又は 圏域で 1か所	平成29年度末までの整備に向け、岸和田市の地域生活支援拠点等として、障害者施策推進協議会等の検討の場を活用し、どのようなニーズ*に対応するかなどについて検討します。

(4) 福祉施設から一般就労*への移行促進

【第3期計画の検証】

○目標値に比べればかなり少ない状況です。就労移行支援事業を行う事業所が市内に1か所しかないことや市内で障害者を受け入れてくれる事業所や企業が少ないことなどの課題があり、移行が進んでいない原因であると考えられます。

■第3期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
平成17年度一般就労移行者数		4人	大阪府調べ
目標	平成26年度中の一般就労移行者数	22人 (5.5倍)	国指針：平成17年度の4倍以上 府指針：平成17年度の5.4倍以上
平成25年度中の一般就労移行者数		8人	大阪府調べ

【第4期計画の目標】

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

国基準を下回る目標設定ではあるが、平成29年度における一般就労への移行実績1,500人以上（平成24年度の1.5倍以上）を府域の目標として設定。この目標値を市町村ごとに按分した数値を下限として、市町村ごとに目標を設定。

＜市目標＞

○平成24年度の実績の5.7倍となるが、大阪府の下限目標値である34人を平成29年度における目標として設定。

■第4期計画における設定目標

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	6人	平成24年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数 (大阪府調べ)
【目標値】 目標年度（平成29年度）の 一般就労移行者数（B）	34人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
	5.7倍	(B/A)

(5) 就労移行支援事業の利用者数

【第3期計画の検証】

○福祉施設利用者数は年々増加し平成17年時の約4倍に達していますが、平成26年10月時点では目標値の8割程度となっています。また、就労移行支援事業の利用者数は、目標値の4割程度に留まっています。これは、市内に就労移行支援事業所が1か所しかないことなどが原因であると考えられます。

■第3期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数		990人	日中活動系サービス利用者数
目標	平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	64人 (6.5%)	○国指針:福祉施設利用者の2割以上 ○府指針:これまでの実績等を踏まえる
実績	平成26年10月時点の福祉施設利用者数	794人	日中活動系サービス利用者数
	うち就労移行支援事業利用者数	24人 (3.0%)	

※対象となる日中活動系サービスは生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型。

【第4期計画の目標】

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 就労移行支援事業の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを府域の目標として設定。

② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末において、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定。

<市目標>

○平成26年10月時点で利用者数が24人と平成25年度末時点から2割増と増加傾向にありますが、実績を考慮して、平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数の6割増となる32人に目標を設定します。

■第4期計画における設定目標

項目	数値	考え方
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (A)	20人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (大阪府調べ)
【目標値】 目標年度 (平成29年度) の 就労移行支援事業利用者数 (B)	32人	平成29年度における就労移行支援事業利用者数
	6割増	(B/A) -1
【目標値】 目標年度 (平成29年度) の 就労移行率3割以上の事業所割合	5割以上	

(6) 就労継続支援 (B型) 事業所における工賃の平均

【第3期計画の検証】

- 工賃額の平均額は、目標値をかなり下回っています。市内にある事業所 (14か所) によって工賃額のばらつきがあり、安定した賃金上昇には至っていません。
- 大阪府の工賃額が全国で一番低いという実態もあり、市だけではなく府全体での更なる取り組みが必要であると考えます。

■第3期計画における目標と実績値

項目	数値	備考
目 標	平成22年度の工賃の平均額など、基準となる額	11,295円
	平成26年度の工賃の平均額	14,295円
平成26年上半期の工賃平均額		12,449円 大阪府調べ

【第4期計画の目標】

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

平成25年度の実績額に、34.2%増した額を下回らない額 (但し、その額が3,000円に満たない場合は、3,000円を下回らない額) を基本として目標を設定。

＜市目標＞

- 目標値はかなり高くなるものの、平成25年度の工賃平均額の34.2%増となる15,867円に目標を設定。

■第4期計画における設定目標

項 目		数 値	考 え 方
目 標	平成25年度の工賃の平均額 など、基準となる額	11,823円	平成25年度の工賃平均額
	平成29年度の工賃の平均額	15,867円	平成25年度実績の約34.2%増

第4章 事業計画

1

障害福祉サービス*の利用見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

【第3期計画の検証】

○全体で見ると増加率が下がっているものの、利用者数、利用時間とも見込量を上回る実績があります。

○障害別で見ると知的障害のある人が見込量よりも低く、精神障害のある人の利用者数が増えています。

■第3期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	198	233	272	時間	2,976	3,244	3,535
	実績値	人	307	237	264	時間	3,795	4,305	4,305
	対見込率	%	155.1	101.7	97.1	%	127.5	132.7	121.8
知的障害 のある人	見込量	人	74	86	101	時間	1,104	1,204	1,312
	実績値	人	73	79	88	時間	691	884	884
	対見込率	%	98.6	91.9	87.1	%	62.6	73.4	67.4
精神障害 のある人	見込量	人	68	79	93	時間	1,007	1,098	1,197
	実績値	人	84	111	124	時間	787	1,160	1,160
	対見込率	%	123.5	140.5	133.3	%	78.2	105.6	96.9
障害の ある児童	見込量	人	19	22	26	時間	185	202	220
	実績値	人	20	24	26	時間	240	268	268
	対見込率	%	105.2	109.1	100.0	%	130.0	132.7	121.8
合計	見込量	人	359	420	492	時間	5,272	5,748	6,264
	実績値	人	484	451	502	時間	5,513	6,617	6,617
	対見込率	%	134.8	107.4	102.0	%	104.6	115.1	105.6

注)平成26年度は平成26年3～8月の実績(以下、同様)

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、利用者は25～26年度の伸び率を勘案して見込むとともに、利用時間は25～26年度の1人当り月平均17.2時間に乗じて設定。

○知的障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用時間は、25～26年度の1人当り月平均10.6時間に乗じて設定。

○精神障害のある人においては、利用者は25～26年度の伸び率を勘案して見込むと

ともに、利用時間は、25～26年度の1人当り月平均9.9時間に乗じて設定。

○障害のある児童においては、利用者は25～26年度の伸び率を勘案して見込むとともに、利用時間は、25～26年度の1人当り月平均10.7時間に乗じて設定。

■第4期計画における居宅介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	利用者数	人	294	327	364
	利用時間数	時間	5,057	5,624	6,261
知的障害のある人	利用者数	人	97	106	116
	利用時間数	時間	1,028	1,124	1,230
精神障害のある人	利用者数	人	138	154	172
	利用時間数	時間	1,366	1,525	1,703
障害のある児童	利用者数	人	30	33	38
	利用時間数	時間	321	353	407
合計	利用者数	人	559	620	690
	利用時間数	時間	7,772	8,626	9,601

② 重度訪問介護

【第3期計画の検証】

○利用者数、利用時間ともほぼ見込量を上回る実績がありますが、利用時間数の伸び率が下がっている状況です。

■第3期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	19	22	26	時間	1,774	2,483	3,477
	実績値	人	30	38	40	時間	2,129	2,498	2,767
	対見込率	%	157.9	172.7	153.8	%	120.0	100.6	79.6

【第4計画の見込量】

○利用者については、25～26年度の伸び率を勘案して設定するとともに、利用時間については、24～25年度の2か年の1人当り月平均68.4時間に乗じて設定。

○知的障害がある人、精神障害がある人は平成26年度から対象となりました。26年度においても利用者数が非常に少ないため、見込んでいません。

■第4期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	利用者数	人	42	44	46
	利用時間数	時間	2,873	3,010	3,146
知的障害 のある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
精神障害 のある人	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0
合計	利用者数	人	42	44	46
	利用時間数	時間	2,873	3,010	3,146

③ 行動援護

【第3期計画の検証】

○第3期計画においては、行動援護を見込みませんでした。

【第4期計画の見込量】

○第4期計画においても、引き続き行動援護を見込みません。

④ 重度障害者等包括支援

【第3期計画の検証】

○第3期計画においては、重度障害者等包括支援を見込みませんでした。

【第4期計画の見込量】

○第4期計画においても、引き続き重度障害者等包括支援を見込みません。

⑤ 同行援護

【第3期計画の検証】

○利用者、利用時間とも増加傾向にありますが、利用者数、利用時間とも見込量をかなり下回る実績となります。

■第3期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	125	130	140	時間	3,850	4,004	4,164
	実績値	人	79	92	103	時間	1,906	1,984	2,070
	対見込率	%	63.2	70.8	73.6	%	49.5	49.6	49.7

【第4期計画の見込量】

○利用者については、24～26年度の平均伸び率を勘案して設定するとともに、利用時間については、24～26年度の1人当り月平均21.9時間に乗じて設定。

○障害児については27年度から見込量を設定。見込量は、26年度実績値を基に設定。

■第4期計画における同行援護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	利用者数	人	117	134	153
	利用時間数	時間	2,562	2,935	3,351
障害児	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	18	18	18
合計	利用者数	人	118	135	154
	利用時間数	時間	2,580	2,953	3,369

【訪問系サービスの確保策】

○同行援護については、平成23年10月に始まったサービスで視覚障害により移動が困難な障害者に、移動に必要な情報の提供や、外出時の移動援護などを行います。サービス提供事業所は市内に49か所ありますが、見込量をかなり下回った状況です。ヒアリング等において課題や要望が多く出されています。市として実態を把握し、制度周知やサービスの充実に向け取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【第3期計画の検証】

○利用者、利用時間ともやや増加傾向にありますが、利用者数、利用時間とも見込量を下回る実績となります。

○障害別で見ると、身体障害のある人の実績値が低い状況にあります。

■第3期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	177	179	182	人日	3,540	3,580	3,640
	実績値	人	118	127	135	人日	2,119	2,101	2,248
	対見込率	%	66.7	70.9	74.2	%	59.9	58.7	61.8
知的障害 のある人	見込量	人	277	280	288	人日	5,540	5,600	5,760
	実績値	人	245	253	269	人日	4,775	4,850	5,190
	対見込率	%	88.1	90.4	93.4	%	86.2	86.6	90.1
精神障害 のある人	見込量	人	1	2	2	人日	20	40	40
	実績値	人	1	2	2	人日	2	16	18
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0	%	10.0	40.0	45.0
合計	見込量	人	455	461	472	人日	9,100	9,220	9,440
	実績値	人	364	382	406	人日	6,896	6,967	7,456
	対見込率	%	80.0	82.9	86.0	%	75.8	75.6	79.0

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、24～26年度の平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当り月平均17.1日を乗じて設定。

○知的障害のある人においては、24～26年度平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当り月平均19.3日を乗じて設定。

○精神障害のある人においては、利用者は微増すると見込み、利用日数は25～26年度の1人当り月平均8.5日を乗じて設定。

■第4期計画における生活介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	利用者数	人	144	154	165
	利用日数	人日	2,462	2,633	2,822
知的障害 のある人	利用者数	人	282	295	309
	利用日数	人日	5,443	5,693	5,964
精神障害 のある人	利用者数	人	3	3	4
	利用日数	人日	26	26	34
合計	利用者数	人	429	452	478
	利用日数	人日	7,931	8,352	8,820

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【第3期計画の検証】

○利用者数、利用時間とも見込量を下回る実績となります。特に精神障害のある人がかなり下回っている状況です。

■第3期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	5	7	5	人日	100	140	100
	実績値	人	4	2	3	人日	62	39	67
	対見込率	%	80.0	28.6	60.0	%	62.0	27.9	67.0
知的障害 のある人	見込量	人	16	20	15	人日	320	400	300
	実績値	人	6	8	10	人日	95	136	198
	対見込率	%	37.5	40.0	66.7	%	29.7	34.0	66.0
精神障害 のある人	見込量	人	19	21	10	人日	380	420	200
	実績値	人	9	1	1	人日	212	22	22
	対見込率	%	47.4	4.8	10.0	%	55.8	5.2	11.0
合計	見込量	人	40	48	30	人日	800	960	600
	実績値	人	19	11	14	人日	369	197	287
	対見込率	%	47.5	22.9	46.7	%	46.1	20.5	47.8

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、利用者は各年度1人増を見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当り月平均19.1日に乗じて設定。

○知的障害のある人においては、利用者は各年度2人ずつの増を見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当り月平均17.5日に乗じて設定。

○精神障害のある人においては、利用者は微増と見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当り月平均22.5日を乗じて設定。

■第4期計画における自立訓練の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	利用者数	人	4	5	6
	利用日数	人日	76	96	115
知的障害のある人	利用者数	人	12	14	16
	利用日数	人日	210	245	280
精神障害のある人	利用者数	人	2	2	3
	利用日数	人日	45	45	68
合計	利用者数	人	18	21	25
	利用日数	人日	331	386	463

③ 就労移行支援

【第3期計画の検証】

○利用者、利用時間ともやや増加傾向にあります。利用者数、利用時間とも見込量を大幅に下回る実績となります。障害種別で見ると、精神障害のある人の利用が増加しており、利用日数が大幅に増加しています。知的障害のある人は、第2期に比べて利用者が少なくなっていますが、やや増加傾向にあります。

○就労移行支援事業所が市内に1か所しかなく、市外の事業所に頼る状況となっています。

■第3期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	12	14	16	人日	119	141	166
	実績値	人	3	3	5	人日	60	55	93
	対見込率	%	25.0	25.0	31.3	%	50.4	39.0	56.0
知的障害のある人	見込量	人	30	35	41	人日	297	351	414
	実績値	人	9	8	12	人日	139	119	200
	対見込率	%	30.0	22.9	29.3	%	46.8	33.9	48.3
精神障害のある人	見込量	人	5	6	7	人日	40	47	56
	実績値	人	3	5	7	人日	39	75	127
	対見込率	%	60.0	83.3	100.0	%	97.5	159.6	226.8
合計	見込量	人	47	55	64	人日	456	539	636
	実績値	人	15	16	24	人日	238	249	420
	対見込率	%	31.9	29.1	37.5	%	52.2	46.2	66.0

【第4期計画の見込量】

- 身体障害のある人においては、利用者は成果目標の全体32人に達するよう設定するとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均15.4日を乗じて設定。
- 知的障害のある人においては、利用者は成果目標の全体32人に達するよう設定するとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均15.7日を乗じて設定。
- 精神障害のある人においては、利用者は成果目標の全体32人に達するよう設定するとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均15.4日を乗じて設定。

■第4期計画における就労移行支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	利用者数	人	5	6	7
	利用日数	人日	95	114	133
知的障害のある人	利用者数	人	14	15	16
	利用日数	人日	220	236	251
精神障害のある人	利用者数	人	8	8	9
	利用日数	人日	123	123	139
合計	利用者数	人	27	29	32
	利用日数	人日	438	473	523

④ 就労継続支援（A型）

【第3期計画の検証】

- 利用者、利用時間ともやや減少傾向にあり、利用者数、利用時間とも見込量を下回る実績となります。特に知的障害のある人が、見込量をかなり下回った状況にあります。
- 現在市内に2か所の事業所があり、それぞれ定員15人となっています。市内の事業所数は増えていません。

■第3期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	2	2	3	人日	47	51	56
	実績値	人	4	4	4	人日	60	71	76
	対見込率	%	200.0	200.0	133.3	%	127.7	139.2	135.7
知的障害 のある人	見込量	人	31	32	34	人日	713	736	782
	実績値	人	27	20	22	人日	545	401	431
	対見込率	%	87.1	62.5	64.7	%	76.4	54.5	55.1
精神障害 のある人	見込量	人	0	0	0	人日	0	0	0
	実績値	人	3	3	3	人日	43	53	57
	対見込率	%	0	0	0	%	0	0	0
合計	見込量	人	33	34	37	人日	760	787	838
	実績値	人	34	27	29	人日	648	525	564
	対見込率	%	103.0	61.0	78.4	%	85.3	66.7	67.7

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、利用者は微増すると見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均17.3日を乗じて設定。

○知的障害のある人においては、利用者は各年度2人ずつ増と見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均19.9日を乗じて設定。

○精神障害のある人においては、利用者は各年度1人ずつ増と見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均17.0日を乗じて設定。

■第4期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	利用者数	人	5	5	6
	利用日数	人日	87	87	104
知的障害 のある人	利用者数	人	24	26	28
	利用日数	人日	478	517	557
精神障害 のある人	利用者数	人	4	5	6
	利用日数	人日	68	85	102
合計	利用者数	人	33	36	40
	利用日数	人日	633	689	763

⑤ 就労継続支援（B型）

【第3期計画の検証】

○利用者、利用時間ともやや増加傾向にありますが、利用者数、利用時間とも見込量を下回る実績となります。障害種別で見ると、精神障害のある人の利用者数が見込量を上回っています。

○市内の事業所数が、現在14か所あり定員数が256人となっています。事業所数は増加しています（22年度5か所）。

■第3期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	37	43	50	人日	644	860	1,000
	実績値	人	21	28	31	人日	369	484	532
	対見込率	%	56.8	65.1	62.0	%	57.3	56.3	53.2
知的障害 のある人	見込量	人	223	231	249	人日	4,460	4,620	4,980
	実績値	人	149	171	188	人日	2,727	3,101	3,404
	対見込率	%	66.8	74.0	75.5	%	61.1	67.1	68.4
精神障害 のある人	見込量	人	66	71	75	人日	1,320	1,420	1,500
	実績値	人	77	85	93	人日	876	1,077	1,182
	対見込率	%	116.7	119.7	124.0	%	66.4	75.8	78.8
合計	見込量	人	326	345	374	人日	6,424	6,900	7,480
	実績値	人	247	284	312	人日	3,972	4,662	5,118
	対見込率	%	75.8	82.3	83.4	%	61.8	67.6	68.4

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均17.3日を設定。

○知的障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率と直近の利用者数を踏まえて見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均18.2日を設定。

○精神障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率と直近の利用者数を踏まえて見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均12.3日を設定。

■第4期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	利用者数	人	38	46	56
	利用日数	人日	657	796	969
知的障害 のある人	利用者数	人	220	247	278
	利用日数	人日	4,004	4,495	5,060
精神障害 のある人	利用者数	人	102	112	123
	利用日数	人日	1,255	1,378	1,513
合計	利用者数	人	360	405	457
	利用日数	人日	5,916	6,669	7,542

⑥ 短期入所

【第3期計画の検証】

○3障害とも利用者数は微増傾向にありますが、利用者、利用時間とも見込量を上回る実績となります。障害種別で見ると、身体障害のある人の利用日数が見込量の2倍を超える状況にあります。

○短期入所サービス提供事業所は市内で5か所ありますが、22年度から1か所増えています。

■第3期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	11	12	12	人日	60	61	63
	実績値	人	16	20	19	人日	92	137	130
	対見込率	%	145.5	166.7	158.3	%	153.3	224.6	206.3
知的障害 のある人	見込量	人	21	22	22	人日	107	109	111
	実績値	人	25	28	27	人日	145	207	200
	対見込率	%	119.0	127.3	122.7	%	135.5	189.9	180.2
精神障害 のある人	見込量	人	1	1	1	人日	1	1	1
	実績値	人	0	1	1	人日	0	22	22
	対見込率	%	0	100.0	100.0	%	0	220.0	220.0
障害の ある児童	見込量	人	7	8	8	人日	43	44	45
	実績値	人	9	10	10	人日	44	54	54
	対見込率	%	128.6	125.0	125.0	%	102.3	122.7	120.0
合計	見込量	人	41	42	44	人日	211	215	220
	実績値	人	50	59	57	人日	281	420	406
	対見込率	%	122.0	140.5	129.5	%	133.2	195.3	184.5

【第4期計画の見込量】

- 身体障害のある人においては、24～26年度の平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均6.5日を乗じて設定。
- 知的障害のある人においては、24～26年度の平均伸び率を勘案して見込むとともに、利用日数は、24～26年度の1人当たり月平均6.9日を乗じて設定。
- 精神障害のある人においては、利用者は微増と見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均2.2日を乗じて設定。
- 障害のある児童においては、利用者は微増と見込むとともに、利用日数は24～26年度の1人当たり月平均5.2日を乗じて設定。

■第4期計画における短期入所の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	利用者数	人	21	23	25
	利用日数	人日	137	150	163
知的障害のある人	利用者数	人	28	29	30
	利用日数	人日	193	200	207
精神障害のある人	利用者数	人	1	1	2
	利用日数	人日	22	22	44
障害のある児童	利用者数	人	11	11	12
	利用日数	人日	57	57	62
合計	利用者数	人	61	64	69
	利用日数	人日	409	429	476

⑦ 療養介護

【第3期計画の検証】

- 病院などの医療機関に入院している方に対して行うサービスであり、利用者数は横ばい状況です。

■第3期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害のある児童	見込量	人	21	21	21
	実績値	人	23	23	23
	対見込率	%	109.5	109.5	109.5

【第4期計画の見込量】

○24～26年度の実績が23人で一定であることから、23人と設定。

■第4期計画における療養介護の月平均見込量

項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	人	23	23	23

【日中活動系サービスの確保策】

○生活介護については、市独自事業として平成26年度途中から医療的ケア*が必要な人の受入れができるように看護師を配置する事業を、2事業所に委託して実施していきます。引き続き事業を継続します。

○短期入所については、市内の事業所が増えない中、ヒアリング等において課題や要望が多いサービスです。地域生活支援拠点整備検討のなかで、併せて検討が必要となります。

○就労移行支援及び継続支援については、平成25年度から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、取り組んでいるところです。障害者の就労機会の増大や工賃額の増額に結びつくように、積極的に物品等の調達を進めていきます。

(3) 居住系サービス

① グループホーム

【第3期計画の検証】

○3障害とも利用者数は微増傾向にあります。障害別では身体障害のある人が見込量を大きく上回っていますが、全体として利用者、利用時間とも見込量を下回る実績となります。

○現在グループホームは市内に33か所ありますが、現在空きがなく待機状態となっています。

■第3期計画におけるグループホーム・ケアホームの月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	6	7	8
	実績値	人	13	13	13
	対見込率	%	216.7	185.7	162.5
知的障害のある人	見込量	人	97	103	116
	実績値	人	79	88	93
	対見込率	%	81.4	85.4	80.2
精神障害のある人	見込量	人	18	19	20
	実績値	人	16	19	20
	対見込率	%	88.9	100.0	100.0
合計	見込量	人	121	129	145
	実績値	人	108	120	126
	対見込率	%	89.3	93.0	86.9

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、これまでの実績を踏まえ、27年度以降1人増を見込み設定。

○知的障害のある人においては、24～26年度の平均伸び率を勘案して見込み設定。

○精神障害のある人においては、24～26年度の平均伸び率を勘案して見込み設定。

■第4期計画におけるグループホーム
の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害のある人	人	14	14	14
知的障害のある人	人	100	108	117
精神障害のある人	人	22	24	27
合 計	人	136	146	158

② 施設入所支援

【第3期計画の実績】

○全体的には見込量を下回り、地域移行に向けた国指針の目標値に近づきつつあります。障害別で見ると、身体障害がある人が見込量をかなり上回っていますが、知的障害のある人は見込量を大幅に下回った状況となっています。

■第3期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項 目	単位	利用者数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見 込 量	人	33	32	31
	実 績 値	人	59	50	46
	対見込率	%	178.8	165.6	148.4
知的障害 のある人	見 込 量	人	125	124	123
	実 績 値	人	96	95	96
	対見込率	%	76.8	75.8	78.0
精神障害 のある人	見 込 量	人	0	0	0
	実 績 値	人	1	1	0
	対見込率	%	0	0	0
合 計	見 込 量	人	158	156	154
	実 績 値	人	156	146	142
	対見込率	%	98.7	93.6	92.2

【第4期計画の見込量】

○成果目標に基づき25年度との比較で4%以上削減し設定。

○入所者の待機もあり、あまり削減はできない状況にあります。

■ 第4期計画における施設入所支援の見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害のある人	人	46	45	45
知的障害のある人	人	96	96	95
精神障害のある人	人	0	0	0
合 計	人	142	141	140

【居住系サービスの確保策】

○グループホームについては、潜在的な待機者も多く不足状態となっています。グループホーム開設に当たって様々な規制があり、あまり増えていないのが実状です。グループホームの実態等を把握し、事業所の支援に努めます。

(4) 児童に関する支援サービス（児童福祉法）

① 児童発達支援

【第3期計画の実績】

■第3期計画における児童発達支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害のある児童	見込量	人	7	7	7	人日	161	161	161
	実績値	人	7	15	23	人日	33	86	127
	対見込率	%	100.0	214.3	328.6	%	20.5	53.4	78.9

【第4期計画の見込量】

○利用者はこれまでの平均増加数を勘案して設定するとともに、利用時間は、24～26年度の1人当たり平均5.3時間に乗じて設定。

■第4期計画における児童発達支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害のある児童	利用者数	人	31	38	45
	利用日数	人日	164	201	239

② 医療型児童発達支援

【第3期計画の実績】

■第3期計画における医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害のある児童	見込量	人	20	20	20	人日	460	460	460
	実績値	人	10	12	19	人日	139	176	252
	対見込率	%	50.0	60.0	95.0	%	30.2	38.3	54.8

【第4期計画の見込量】

○利用者数は通園施設の定員数を設定するとともに、利用時間は24～26年度の1人当たり平均13.9時間に乗じて設定。

■第4期計画における医療型児童発達支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害のある児童	利用者数	人	20	20	20
	利用日数	人日	278	278	278

③ 放課後等デイサービス

【第3期計画の検証】

○平成25年度に、タイムケアサービスが移行されたため、利用者数が増加しました。利用日数も大幅に増加し、見込量の2.5倍となりました。

■第3期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害のある児童	見込量	人	183	248	272	人日	342	542	596
	実績値	人	88	203	258	人日	343	1000	1532
	対見込率	%	48	82	95	%	100	185	257

【第4期計画の見込量】

○平成27年度以降は、これまでの利用者数の増加よりは低下すると想定し、25～26年度の伸び率の1/2として設定。利用日数は、24・25年度の1人当たり平均5.4日を使用。

■第4期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害のある児童	利用者数	人	292	330	375
	利用日数	人日	1,577	1,782	2,025

④ 保育所等訪問支援

【第3期計画の検証】

○平成24年度から始まったサービスですが、実施事業所が市内になく、サービスがあまり周知されていないために利用者が少なくなっています。

■第3期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	訪問回数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害のある児童	見込量	回	144	158	173
	実績値	回	1	1	1
	対見込率	%	0.7	0.6	0.6

【第4期計画の見込量】

○実態、実績を踏まえ設定。

■第4期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問回数	回	1	1	1

⑤ 障害児相談支援

【第3期計画の検証】

○平成26年度から計画相談を始めましたが、セルフプラン作成者も多く半年でサービス支給決定者の約5割の達成率となっています。

○セルフプラン作成者は全体の約6割となっており、表中の26年度実績は事業所にて計画を作成した利用者数の実績となります。

■第3期計画における障害児相談支援の月平均見込量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者見込数	人	40	40	40
利用者実績数	人	0	0	10
対見込率	%	0	0	25.0

【第4期計画の見込量】

○27年度から障害児通所支援の利用児童の全てが計画作成を行うが、セルフプラン作成が6割、相談支援利用者が4割として見込量を設定。

○1人年2回利用するとして設定。

■第4期計画における障害児相談支援 の月平均見込量

項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数	人	29	33	38

(5) 相談支援

① 計画相談支援

【第3期計画の検証】

○平成24年度から3年間で障害福祉サービス*等受給者のサービス利用計画を作成する目標でしたが、約6割の達成率となっています。府内の中では達成率は上位にありますが、新規申請者も多く、進んでいないのが実状です。

■第3期計画における計画相談支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	109	276	443
	実績値	人	6	33	49
	対見込率	%	5.5	12.0	11.1
知的障害のある人	見込量	人	201	508	815
	実績値	人	10	66	99
	対見込率	%	5.0	13.0	12.1
精神障害のある人	見込量	人	32	81	130
	実績値	人	12	44	66
	対見込率	%	37.5	54.3	50.8
合計	見込量	人	342	865	1,388
	実績値	人	28	143	214
	対見込率	%	8.2	16.5	15.4

(注釈) 見込量は年間数になっています。

【第4期計画の見込量】

○平成27年度から支給決定者全てが計画相談支援を利用するとして設定。

○平成26年度実績見込から1人年平均2.7回利用するとして設定。

■第4期計画における計画相談支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	人	123	132	140
知的障害のある人	人	145	155	165
精神障害のある人	人	85	91	97
障害のある児童	人	8	9	9
合計	人	361	387	411

② 地域移行支援

【第3期計画の検証】

○3障害とも見込量を下回る状況です。身体、知的は支援ができる事業所が市内にないため実績が0となっています。

○精神障害*については、支援事業所が市内で1か所、支援員が2人となっていて、支援に時間がかかるうえに地域移行に結びつかない場合もあり、実績が上がっていない状況です。

■第3期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
知的障害のある人	見込量	人	1	1	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
精神障害のある人	見込量	人	3	3	4
	実績値	人	2	1	2
	対見込率	%	66.7	33.3	50.0
合計	見込量	人	5	5	7
	実績値	人	2	1	2
	対見込率	%	40.0	20.0	28.6

【第4期計画の見込量】

○実態、実績に基づき設定。

■第4期計画における地域移行支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	人	0	0	0
知的障害のある人	人	0	0	0
精神障害のある人	人	2	2	2
合計	人	2	2	2

③ 地域定着支援

【第3期計画の検証】

○利用者がなく、実績値は0となっている。

■第3期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害 のある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
知的障害 のある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
精神障害 のある人	見込量	人	3	3	4
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
合計	見込量	人	3	3	4
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0

【第4期計画の見込量】

○地域移行した者がすべて、地域定着を利用すると想定し設定

■第4期計画における地域定着支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害のある人	人	0	0	0
知的障害のある人	人	0	0	0
精神障害のある人	人	2	2	2
合計	人	2	2	2

【相談支援の確保策】

○計画相談支援事業については事業所が増えているものの、新規申請者も増加しており、相談支援専門員の負担が大きくなっています。平成24年度から3年間で支給決定者全てに計画をとるという国の計画であるが、相談支援員の人数が少ないうえに技術や経験も少なく、達成率6割と事業が順調に進んでいるとは言えません。事業所や相談員の充実のため、事業所の開拓や相談支援員への支援を行っていくように努めていきます。

2

地域生活支援事業の利用見込量と確保策

(1) 必須事業

① 相談支援事業等

【第3期計画の実績】

■第3期計画における相談支援事業の見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害者相談支援事業	計画	か所	3	3	3
	実績	か所	3	3	3
地域自立支援協議会	計画	有無	有	有	有
	実績	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	計画	人	2	3	4
	実績	人	1	1	1

【第4期計画の見込量】

○地域自立支援協議会（本市では「岸和田市障害者自立支援協議会」といいます。）、成年後見制度利用支援事業は引き続き実施します。基幹相談支援センター*は平成27年度を目標に、市直営方式で導入する予定です。

■第4期計画における相談支援事業の見込量

事業名	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害者相談支援事業	設置か所数	か所	3	4	4
地域自立支援協議会	設置状況	有無	有	有	有
基幹相談支援センターの設置	設置状況	有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施状況	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	人	4	4	4

② 意思疎通支援事業等

【第3期計画の実績】

■第3期計画における意思疎通支援事業等の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者派遣事業	見込量	人	42	44	46
	実績値	人	43	43	44
	対見込率	%	102.3	97.7	87.0
要約筆記*者派遣事業	見込量	人	11	13	15
	実績値	人	12	12	11
	対見込率	%	109.1	92.3	73.3
手話通訳者設置事業	見込量	人	2	2	2
	実績値	人	2	2	2
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0
手話奉仕員養成研修事業	見込量	人	80	80	80
	実績値	人	77	43	76
	対見込率	%	96.3	53.8	95.0

注)平成26年度は平成26年3～8月の実績を基にした見込量(以下、同様)

【第4期計画の見込量】

- 派遣事業については平成24～26年度の実績数から見込量を設定。
- 手話通訳者設置事業は現状を維持。
- 養成研修事業は定員数を設定。

■第4期計画における意思疎通支援事業等の年間見込量

事業名	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	人	45	46	47
要約筆記者派遣事業	利用者数	人	12	13	14
手話通訳者設置事業	設置者数	人	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	参加者数	人	110	110	110

③ 日常生活用具給付等事業

【第3期計画の実績】

■第3期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護訓練支援用具	見込量	件	15	17	20
	実績値	件	17	23	16
	対見込率	%	113.3	135.3	80.0
自立生活支援用具	見込量	件	84	86	88
	実績値	件	108	83	68
	対見込率	%	128.6	96.5	77.3
在宅療養等支援用具	見込量	件	53	55	57
	実績値	件	41	41	76
	対見込率	%	77.4	74.5	133.3
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	54	56	58
	実績値	件	46	394	378
	対見込率	%	85.2	703.6	652.7
排泄管理支援用具	見込量	件	3,113	3,284	3,465
	実績値	件	3,654	3,500	4,284
	対見込率	%	117.4	106.6	123.6
居宅生活動作補助用具	見込量	件	7	7	7
	実績値	件	3	1	6
	対見込率	%	42.9	14.3	85.7

【第4期計画の見込量】

○平成24～26年度の実績の平均値を見込量として設定。

■第4期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護訓練支援用具	利用件数	件	19	19	19
自立生活支援用具	利用件数	件	86	86	86
在宅療養等支援用具	利用件数	件	53	53	53
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	386	386	386
排泄管理支援用具	利用件数	件	3,813	3,813	3,813
居宅生活動作補助用具	利用件数	件	3	3	3

④ 移動支援事業

【第3期計画の検証】

○知的障害や精神障害がある人は、利用者数、利用時間ともかなり見込量を上回っていますが、身体障害がある人は見込量の6割弱となっています。

○身体障害がある人は増加傾向ではあるが、視覚障害者のサービスとして平成23年度途中から同行援護サービスに移行したため第2期ほどの増加率がなく、見込量を下回ったと考えられます。

■第3期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	見込量	人	351	407	472	時間	71,770	86,124	103,348
	実績値	人	232	313	266	時間	50,712	40,580	60,588
	対見込率	%	66.1	76.9	56.4	%	70.7	47.1	58.6
知的障害のある人	見込量	人	120	123	127	時間	17,949	18,667	19,414
	実績値	人	163	187	216	時間	38,985	27,692	40,896
	対見込率	%	135.8	152.0	170.1	%	217.2	148.3	210.7
精神障害のある人	見込量	人	32	37	42	時間	5,736	7,456	9,692
	実績値	人	41	84	72	時間	11,786	11,010	20,544
	対見込率	%	128.1	227.0	171.4	%	205.5	147.7	212.0
障害のある児童	見込量	人	110	111	112	時間	13,544	14,898	16,387
	実績値	人	98	162	88	時間	15,997	11,613	18,456
	対見込率	%	89.1	145.9	78.6	%	118.1	78.0	112.6
合計	見込量	人	613	678	753	時間	108,999	127,145	148,841
	実績値	人	534	746	642	時間	117,480	90,895	140,484
	対見込率	%	87.1	110.0	85.3	%	107.8	71.5	94.4

【第4期計画の見込量】

○身体障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率を踏まえて見込むとともに、利用時間は、24～26年度の1人当たり年平均192時間に乗じて設定。

○知的障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率を踏まえて見込むとともに、利用時間は、24～26年度の1人当たり年平均192時間に乗じて設定。

○精神障害のある人においては、利用者は24～26年度の平均伸び率の1/2に乗じて見込むとともに、利用時間は、24～26年度の1人当たり年平均235時間に乗じて設定。

○障害のある児童においては、利用者は24～26年度の平均伸び率を踏まえて見込むとともに、利用時間は24～26年度の1人当たり年平均148時間に乗じて設定。

■第4期計画における移動支援事業の年間見込量

障害種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	利用者数	人	293	322	354
	利用時間数	時間	56,256	61,824	67,968
知的障害 のある人	利用者数	人	248	285	328
	利用時間数	時間	47,616	54,720	62,976
精神障害 のある人	利用者数	人	88	107	130
	利用時間数	時間	20,680	25,145	30,550
障害の ある児童	利用者数	人	97	106	116
	利用時間数	時間	14,356	15,688	17,168
合計	利用者数	人	726	820	928
	利用時間数	時間	138,908	157,377	178,662

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

【第3期計画の検証】

○交流の場として参加しやすいこともあり対象者の増加とともに利用者も増加する傾向にあります。

■第3期計画における地域活動支援センター機能強化事業の年間見込量と実績値

事業名・地域活動 支援センター類型		項目	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
基礎的事業	設置か所数	見込量	2	2	2	
		実績値	2	2	2	
	利用者数	見込量	434	437	440	
		実績値	195	218	244	
機能強化事業	地域活動支援 センターⅠ型	設置か所数	見込量	1	1	1
		実績値	1	1	1	
	利用者数	見込量	419	422	425	
		実績値	168	184	207	
	地域活動支援 センターⅡ型	設置か所数	見込量	0	0	0
		実績値	0	0	0	
利用者数	見込量	0	0	0		
	実績値	0	0	0		
地域活動支援 センターⅢ型	設置か所数	見込量	1	1	1	
		実績値	1	1	1	
	利用者数	見込量	19	19	19	
		実績値	27	34	37	

【第4期計画の見込量】

○27年度以降は、平成24～26年度の平均伸び率を踏まえて設定。

■第4期計画における地域活動支援センター機能強化事業の年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業		設置か所数	か所	2	2	2
		利用者数	人	272	305	341
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	231	259	290
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数	か所	0	0	0
		利用者数	人	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	41	46	51

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

【第3期計画の実績】

■第3期計画における日中一時支援事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	見込量	人日	1,334	1,290	1,290
	実績値	人日	1,420	1,454	1,864
	対見込率	%	106.4	112.7	144.5

【第4期計画の見込量】

○24～26年度の平均伸び率を見込んで設定。

■第4期計画における日中一時支援事業の年間見込量

事業名	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	利用日数	人日	2,149	2,478	2,857

② タイムケア事業

【第3期計画の実績】

■第3期計画におけるタイムケア事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
タイムケア事業	見込量	人日	2,040	0	0
	実績値	人日	1,950	0	0
	対見込率	%	95.6	0	0

【第4期計画の見込量】

○放課後デイサービスへの移行に伴い、事業としては廃止となりました。

③ 訪問入浴サービス事業

【第3期計画の検証】

○利用時間数は横ばい状態です。利用者は少なく、体調により利用できない場合があります。

■第3期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス事業	見込量	人日	300	330	360
	実績値	人日	309	320	314
	対見込率	%	103.0	97.0	87.2

【第4期計画の見込量】

〇24～26年度の平均値から設定。

■第4期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量

事業名	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス事業	利用日数	人日	314	314	314

④ 社会参加促進事業

【第3期計画の実績】

■第3期計画における社会参加促進事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
点訳奉仕員養成講座	見込量	人	20	20	20
	実績値	人	10	8	7
	対見込率	%	50.0	40.0	35.0
朗読奉仕員養成講座	見込量	人	15	15	15
	実績値	人	13	14	23
	対見込率	%	86.7	93.3	156.3
要約筆記*養成講座	見込量	人	20	20	20
	実績値	人	12	25	21
	対見込率	%	60.0	125.0	105.0
自動車改造助成	見込量	件	3	3	3
	実績値	件	9	5	5
	対見込率	%	300.0	166.7	166.7
精神障害者ボランティア 団体活動支援	見込量	団体	1	1	1
	実績値	団体	1	1	1
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0
点字・声の広報発行事業	見込量	人	96	96	96
	実績値	人	77	78	73
	対見込率	%	80.2	81.3	76.0

【第4期計画の見込量】

- 講座は、定員数を設定。
- その他は、実績数を基に設定。

■第4期計画における社会参加促進事業の年間見込量

事業名	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点訳奉仕員養成講座	参加者数	人	10	10	10
朗読奉仕員養成講座	参加者数	人	15	15	15
要約筆記*養成講座	参加者数	人	20	20	20
自動車改造助成	利用件数	件	6	6	6
精神障害者ボランティア 団体活動支援	利用団体	団体	1	1	1
点字・声の広報発行事業	利用者数	人	73	73	73

【地域生活支援事業の確保策】

- 移動支援は増加傾向にあるものの、ヒアリングでは、利用に当たっての制約が多く、使いづらいとの意見が出ています。今後制度の検証を行い、改善に向けて努めていきます。
- 手話奉仕員養成研修については、平成26年度から平日昼間に活動できる人材を確保するため、入門課程の午前コースを新設し、定員数を増やしています。定員数の確保に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1**計画の推進体制****(1) 施策相互の連携・ネットワーク化**

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 国、大阪府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市単独で対応できないものも含まれています。国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(3) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、大阪府に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

(5) 制度の周知・啓発

障害福祉制度や障害福祉サービス*等については、その内容を正しく理解しておく必要があり、本計画の内容はもとより、制度やサービスについての周知・啓発は不可欠です。利用者本人だけでなく、ご家族や支援者等に対して、あらゆる機会や媒体を通じた継続的な周知・啓発を進めます。

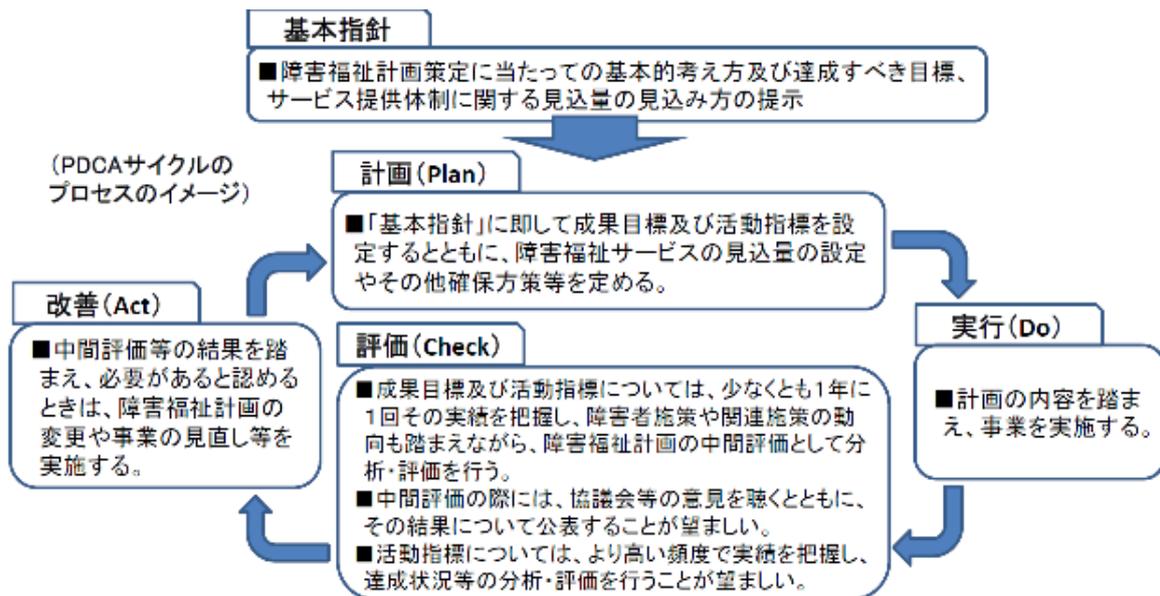
2

計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

本計画の点検・評価については、国や大阪府の基本指針等に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労*への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

本市では、大阪府のスケジュールに合わせ、「成果目標」については年1回（3月時点）、「活動指標」については年2回（9月時点、3月時点）、障害者施策推進協議会等にて行う予定です。



※国資料より

資料編

1

計画の策定経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成26年 7月3日	第1回岸和田市障害者施策推進協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱状の交付 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次障害者計画及び第3期障害福祉計画の進行管理について ・第4期障害福祉計画について
7月28日～ 8月20日	障害者団体へのヒアリング（8回）	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市身体障害者福祉会 ・岸和田市視覚障害者協会 ・岸和田市聴覚障害者福祉会 ・岸和田市肢体不自由児者父母の会 ・岸和田市手をつなぐ育成会 ・岸和田障害児・者を守る会 ・岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 ・岸和田市精神障害者家族会（はづき会）
8月7日～ 8月31日	アンケート調査	配布・回収共に郵送により実施 対象者数 2,464名
10月20日	第2回岸和田市障害者施策推進協議会	<p>議事</p> <p>「第4期障害福祉計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査の報告について (2) 団体ヒアリングの報告について (3) 第4期障害福祉計画の目標値設定について 他
12月16日	第3回岸和田市障害者施策推進協議会	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4期障害福祉計画（素案）について 2 その他
平成27年 2月2日～ 3月4日	パブリックコメント*	
3月24日	第4回岸和田市障害者施策推進協議会	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4期岸和田市障害福祉計画（案）の諮問について パブリックコメントの報告等 2 その他

○岸和田市障害者施策推進協議会規則

平成15年3月14日規則第7号

改正

平成22年8月26日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市障害者施策推進協議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に依りて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月26日規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属・役職
◎松 端 克 文	桃山学院大学社会学部 副学長
○大 谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部 教授
浦 川 信 司	一般社団法人岸和田市医師会 副会長
岩 田 和 久	一般社団法人岸和田市歯科医師会 常務理事
岩 佐 博	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会 会長
上 野 幸 次	岸和田市民生委員児童委員協議会 副会長
寺 田 一 男	岸和田市身体障害者福祉会 会長
今 口 雅 博	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 会長
加 藤 義 幸	岸和田市精神障害者家族会（はづき会） 会長
松 藤 洋 二	岸和田市視覚障害者協会 会長
松 崎 恵 美	岸和田市聴覚障害者福祉会 事務局次長
高 田 美 穂	岸和田市肢体不自由児者父母の会 副会長
根 末 初 子	岸和田市手をつなぐ育成会 事務長
山 内 桂 子	岸和田障害児・者を守る会 事務局次長
叶 原 生 人	社会福祉法人いずみ野福祉会 理事
原 知 子	社会福祉法人光生会 生活支援員
岡 本 浩 和	社会福祉法人かけはし 施設長
佐 藤 定 義	市民公募委員

◎：会長 ○：会長代理

3 用語の説明

あ行

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管など）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）などが該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に排便、浣腸等もあげられます。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師または看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為を実施することを認めてきました。平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われました。

【インフォーマルサービス】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などがあります。

か行

【基幹相談支援センター】

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

【高次脳機能障害】

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動などの認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中な

どで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害といいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

さ行

【障害者総合支援法】

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害のある人たちが障害福祉サービス等の対象となりました。

また、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されています。

【障害福祉サービス】

障害者総合支援法に規定するサービスで、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

<障害のある人を対象としたサービス>

居宅介護：身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介助や家事援助を行います。

重度訪問介護：重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護：視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

療養介護：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所：介護者の疾病やその他の理由で、事業所に短期間入所した人に、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立訓練：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

計画相談支援：●サービス利用支援・・・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

●継続サービス利用支援・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

地域相談支援：●地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の障害のある人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

●地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障害児相談支援：●障害児支援利用援助・・・障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

●継続障害児支援利用援助・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障害のある子どもの居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害のある子どもの入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

＜障害のある子どもを対象としたサービス／児童福祉法によるサービス＞

児童発達支援・医療型児童発達支援：児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

①**児童発達支援センター**：通所支援のほか、身近な地域の障害のある子どもの支援の拠点として、「地域で生活する障害のある子どもや家族への支援」「地域の障害のある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

②**児童発達支援事業**：通所利用の障害のある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。

放課後等デイサービス：学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

保育所等訪問支援：保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【身体障害】

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されています。

【精神障害】

統合失調症、気分障害（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

た行

【知的障害】

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

な行

【内部障害】

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障害のある人の定義に加えられました(平成25年4月1日施行)。平成27年1月には、障害福祉サービスの対象疾患は、130疾患から151疾患に拡大されました。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27年夏頃には約300疾病に拡大される予定です。

【ニーズ】

ニーズとは、「必要」「要求」などと訳されます。ソーシャルワーク(社会福祉援助技術)やケアマネジメントにおいては、アセスメント(利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、さまざまな情報を収集・分析すること)によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。

は行**【発達障害】**

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれます。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

や行**【要約筆記】**

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。

第 4 期岸和田市障害福祉計画

平成 27 年 3 月

編集・発行 岸和田市 保健福祉部 障害者支援課
〒596-8510
大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号
TEL : 072-423-9549
FAX : 072-431-0580
